

世界平和のための東アジア人歴史共同体構築の課題

李 東 碩

目 次

- I はじめに
- II 世界経済体制の過去・現在・未来
- III 世界「反平和」を断ち切るための七つの実践課題
- IV 草の根の東アジア人経済・環境共同体構築の課題
- V 草の根の東アジア人文化共同体構築のための課題
- VI おわりに

I はじめに

1980年代以降のグローバル社会では、世界経済の仕組みのみならず、グローバル・ガバナンス（＝世界統治）の形態も含めて、大きな転換点を迎えている。貧富の格差、飢餓や貧困の蔓延、少子化と高齢化、鳥インフルエンザやSARSなどの伝染病の蔓延、「種の終焉」の危機が叫ばれている。さらに、先制的自衛権を行使したイラク戦争などの大量殺戮戦争が絶えず起こり、大量難民が急増している。まさに、世界「反平和」的状況が全地球規模で顕在化している。

同時に、情報化、すなわち、IT（Information Technology：情報技術）、ET（Environmental Technology：環境技術）、NT（Nano Technology：ナノ技術）、ST（System Technology：システム技術）、BT（Bio Technology：生命技術）、CT（Contents Technology：文化技術）が著しい発展を遂げている。情報革命といわれるこのような新技術をめぐる産業の情報化と金融

のグローバル証券化が加速しており、これを維持・強化するための世界経済管理体制が、IMF、WTO、国連などの超国家的機関によって構築されている。このなかで、とりわけIT・ET超国籍企業は、IT・ETという新たな富の源泉を掌握するために、自動車、電機・電子、一般・産業機械などを生産する機械関連製造企業を世界規模で再編している。このようなIT・ET超国籍企業を頂点とする企業・産業間の世界重層化¹⁾を通して、IT・ET超国籍企業による富の世界一極集中化が加速している。その一方で、機械関連製造企業はIT・ET超国籍企業の新たな富の蓄積体制のもとで、薄利多売による大量生産・大量消費・大量廃棄を一層加速させている。

先進諸国は、IT・ET化という産業構造の高度化を目指して、循環型社会を構築するという新たな目標を掲げ、政府主導の経済・環境管理体制を強化している。また、超国家的機関は、モントリオール議定書や京都議定書といった陸・海・空の世界環境管理体制を次々と構築している。さらに、これらの新体制を維持・強化するために、テロから安全・安心を守る全地球的ネットワーク構築をスローガンに、情報技術と原子力に頼る新たな世界危機管理体制を整えつつある。

このような超国家的機関主導による世界経済・環境・危機管理体制の構築過程で、経済のグローバリゼーションの波に乗れなかった貧しい世界大多数の人々は、人間らしく生きる生存権と、次世代に命をつなげる生命権（以下、併せて環境権と称す）の縮小・剥奪という、一層厳しい状況に追い込まれている。もはや、今日の社会環境と自然環境破壊の悪循環は、一地方や国レベルでの取り組みによって解決できる問題を超えて、全人類が協働で取り組まなければならない問題になっている。このような世界「反平和」的状況が加速する現段階のグローバル社会だからこそ、大多数の世界の貧しい人々が環境権を取り戻すために、真の世界平和や地域住民自治を早急に構築しなければならない。現段階と近未来における真の世界平和は、国益を優先する国家という枠組みのなかでは実現が困難であり、グ

ローバル・ヒューマニズムに基づいた経済・環境・文化共同体を目指す、国境を越えて地方を束ねる新しい歴史共同体の構築のなかでしか達成できないと、筆者は確信している。

本稿では、産業の情報化と金融の証券化に伴う世界経済構造と世界統治形態の転換過程とその方向性を明らかにした上で、草の根の東アジア人歴史共同体を構築するための三つの課題、つまり、世界に開かれた地域通貨を通して新しい経済共同体を目指すボランティア経済化、再生可能な自然エネルギーの共同開発や利用を通して新しい環境共同体を目指す世界循環型社会化、グローバル・ヒューマニズムの地域住民自治に基づいた新しい文化共同体の拡大・深化のための実践課題を、具体的に検討していく。順序は以下の通りである。

まず、1980年代以降の世界「反平和」的状況下で一層激化する人間同士の対立構図は、どのような歴史的経緯をへて今に至っているかをふりかえりながら、現段階では、それがどのようなメカニズムによって激しさを増しているか、そして、近未来のグローバル社会ではそれがどう展開していくかを検討する(Ⅱ節)。その上で、世界社会環境と自然環境破壊の悪循環を断ち切って、真の世界平和を実現するために、私達人類がなすべき実践課題を明らかにする。とりわけ京都議定書にみられる世界環境管理体制の問題点を明らかにし、その代案として、世界循環型社会構築の必要性和実践課題について考える(Ⅲ節)。その第一歩として、草の根の東アジア人経済・環境共同体をどう構築するかについて、日韓の取り組みを中心に検討する(Ⅳ節)。最後には、私達東アジア地域住民が主体となる21世紀の草の根の歴史共同体を構築するために、東アジア人文化共同体をどう構築するかを具体的に提案する(Ⅴ節)。

II 世界経済体制の過去・現在・未来

冒頭でふれたように、1980年代以降のグローバル社会では、産業の情報化と金融の証券化が世界経済構造を大きく変えている。かつての農業革命、商業革命、産業革命に匹敵するほどの情報革命の加速に伴い、超国籍企業・銀行（以下、超国籍資本と称す）間での富の生産・配分・蓄積をめぐる覇権争いが一層激化している。超国籍資本は新たな蓄積体制を求めて、その組織形態や行動様式を、今まで自分を育ててきた国民国家の殻を突き破り全地球規模で再構築している。

世界各国政府も、この超国籍資本の再構築過程を支えるために、規制緩和と構造改革を推し進めている。その過程で、「国民国家」の看板が降ろされ、弱肉強食の市場原理に基づいた「市場国家」という新しい看板に立て替えられている。さらに、世界経済・環境・危機管理体制が、IMF、WTO、国連などの超国家的機関の手によって新たに構築されている。このようなプロセスをへて、グローバル社会の経済の仕組みのみならず、世界統治の形態も大きく転換しつつある²⁾。

まず、現段階世界経済の仕組みと世界統治の形態がどのような歴史的連続性や断絶性をへて今に至っているか、また、私達が現在の国家の出発点と考える民族国家が、いつ、どのような世界経済や世界統治のメカニズムのなかで形成され、それが如何に変容しながら今に至ったかを検討してみよう。

著名な社会学者 I. ウォーラーステインは、16世紀以降から現段階までのグローバル社会に限って、基本単位である諸国民国家を地球規模で包括する単一のシステムが存在しているとし、それを「世界システム」と呼んでいる³⁾。これは、従来の国民経済学の考え方、つまり、すべての国民国家が工業化を通して最終的には豊かな国になれると想定した上で、国民国家相互間の関係を捉えようとしたアプローチとは大きく異なるものであ

る。彼のいう「世界システム」には国民国家のほかにも、都市国家、帝国などが含まれており、これらを束ねた単一の分業体制という世界経済の仕組みが展開している。彼は、このように、16世紀以降の世界経済の存在を認めているが、その一方で世界統治形態は存在していないとしている。要するに、大航海時代以降のヨーロッパを中心とした世界経済の拡大・深化過程において、複数の統治形態が一度も単一の世界統治形態に転化しなかったとしており、まさに、この単一の世界統治形態の不在こそが、世界経済のグローバル化を500年もの長期間で持続させた主因であると主張している。

ちなみに、彼は、15世紀以前の人類史に関しては、一定の領域においてのみ分業体制が時々存在しており、その一定の領域を覆う単一の政治システムが作動した体制、つまり、帝国と呼べるものが時々存在したとしながらも、決して、単一の世界経済と単一の世界統治というべきものは存在しなかったと断言している。

これに対して、筆者は以下の二点で、彼と異なる捉え方をしている⁴⁾。

まず、一点目であるが、筆者は紀元前にまでさかのぼって、世界の各地域を束ねた分業体制、すなわち、単一の世界経済が存在しており、またそれを維持・強化するための単一の世界統治というべきものが存在していたと捉えている。

15世紀以前の人類史、とりわけ、紀元前2000年頃以来、ほぼ800年周期で中央ユーラシアをはじめユーラシア大陸全域において「北の民」の越境と定住が繰り返されるなかで、またそれによって、東西で農業をベースとした定住社会が、経済と政治の両面で動揺と変化をほぼ同時期に繰り返してきたことを、どう説明したら良いか。まず、経済の面において、青銅器文明の開花、続く青銅器から鉄器文明へのシフトと、東西でほぼ同時期に富を生産・配分・蓄積する主な手段が替わっており、それに基づいた農業生産力が東西でほぼ同水準で展開していたのは一体なぜか。また、新しい統

治形態として紀元前後の5－6世紀の間というほぼ同時期に、東西で帝国や民族国家が誕生していたのはなぜか。同様な経済や政治システムが遠く離れていた東西の定住社会でほぼ同時期に展開していたことについて、単一の世界経済と単一の世界統治の存在を認めず、従来のように偶然の一致として片づけて良いか。筆者の答えはノーである。紀元後11世紀以降の商業、工業、情報を基盤とする世界経済構造とは異なる、紀元前後の2千年間での世界経済の独特な仕組みがあり得るし、また同時に、民族国家というそれぞれの一定の空間に分かれた経済・政治・文化の共同生活圏が世界各地で簇生しながら、東西を結ぶユーラシア大陸全体の独特な世界統治形態が働いていたと、捉えるべきではないだろうか。

二点目に挙げられるのは、世界経済構造と世界統治権力の変化の規定関係を、紀元前・後を併せて通史的に捉えようとする筆者独特のアプローチである。世界統治権力といったら、専制期のローマ帝国に典型的にみられるように、中央集権の専一的で、なおかつ排他的な支配力をもつ統治権力をイメージしやすいが、そもそも世界統治権力というものは、必ずしも特定の時期の固定的イメージで捉える必要はない。富の生産・配分・蓄積のための中核産業が農業、農業から商業へ、商業から工業へ、そして、工業から情報へと次々と交替してきた人類史を考えれば、それぞれ異なる中核産業によって成り立った世界経済の仕組みが、それぞれ異なることは当たり前である。そして、その異なる世界経済の仕組みを維持・強化するために再構築された世界統治権力の形がそれぞれ異なるのも当然のことであろう。もちろん、同じ中核産業の上に成り立った世界経済といっても、常に変化を続ける経済構造に合わせて、グローバル・ガバナンスもいくつかの連続した変化を余儀なくされる。

筆者は、紀元前後の5－6世紀の間、ローマ帝国と漢帝国にはほぼ同水準の農業生産力が存在しており、それぞれ東西の定住社会で農民を支配し

ながら、同時に、中央ユーラシアの遊牧民をコントロールしうる、人類初の世界統治権力が存在していたと捉えている。この捉え方によってはじめて、中央ユーラシアの遊牧民が周期的に侵入したこと、またこれに伴い東西の帝国が盛衰をほぼ同時期に迎えたことが説明できる。

筆者は、紀元前9世紀の都市国家成立からローマ帝国の共和制までの世界経済の仕組みや統治形態の変化を、紀元後と同じ線上の歴史的段階として捉えている。つまり、ローマ帝国の専制帝国への転換と崩壊、ビザンティン帝国と唐帝国の盛衰、その後の10世紀までを、主に農業生産力に基づく、紀元前9世紀から連続した世界経済構造と世界統治形態の変化として捉えている。要するに、およそ2千年間に及ぶ人類史が、農業を中核産業としながら拡大・深化する、同質で連続した世界経済構造と、それによって規定される異質で断絶的な世界統治権力の萌芽・形成・確立・成熟・衰退期として捉えている。

次に、歴史共同体と国家の起源について論を進めたい。

筆者は、紀元前後の5-6世紀の間、東西でそれぞれ農業を中核産業とした世界経済の仕組みが形成・確立し、それを維持・強化するための覇権帝国としてローマ帝国と漢帝国が誕生した、まさにその時期に、世界各地で民族国家という現在の国家の原型が簇生したことに注目している。これは、世界に連なる諸民族国家と東西の覇権帝国を包括した世界統治権力が当時どのような働きをしていたか、また、現段階において、その世界統治権力たるものが一体何なのかを知る上で重要な手がかりになるからである。

周知のように、農業をベースとした人類史上初の世界経済と、その富の生産・配分・蓄積のメカニズムによって規定された東西の覇権帝国の勢力がピークに達した時に、富の世界一極集中化と貧富の格差や飢餓・貧困の世界化が加速し、その結果として人間同士の対立や戦争がユーラシア大陸全域にまで顕在化するようになった。これは一体何を物語っているか。この二つの出来事を総合的に考えれば、富の世界一極集中化を加速させる

とともに、貧しい世界の大多数の人々の反乱や反抗を押さえるために、覇権帝国とその傘下にある世界各地の諸民族国家が、一つの世界統治権力としての機能を請け負っていたことが理解できる。

ここで筆者のいう民族国家とは、農業や牧畜用の土地を富の源とする世界分業網のなかで、度重なる越境による玉突き的な戦や定住に伴う部族間の葛藤や融和が交錯しながら、複数の部族が一定の領域内で共通の経済・政治・文化をもつ共同生活圏を指している。この時期の東アジア地域では、遼東の遊牧騎馬民族の移動と定住による戦争と平和が絶えず繰り返されるなかで、複数民族間の緩やかで不安定な民族国家の形態過程が長く続けられてきた。民族国家が確立した後も、大多数の草の根の東アジア人にとっては、民族国家形成以前の東アジア人歴史共同体の一員という共通認識が根強く残されていた。その一例として、紀元後2世紀頃にまで東アジア人歴史共同体の一環節であった、韓国南部の伽耶を仲介地として中国沿岸の港と北九州の地域住民を結ぶ「海洋の民」の歴史共同体意識が、現在も当該地域住民のなかで依然として受け継がれていることが挙げられる。

以上を総括すれば、民族国家を含めた現在までの国家について、長い人類史のなかで、紀元後の2千年という特定の時代に限って存在していること、また、世界統治権力を構成する基本要素の一つとして機能した各地域独特な統治形態であること、さらに、世界経済構造の変化によって、常に形を変えながら今に至っていることがいえよう。このように、時空の制約によって生まれ変わる国家というものの相対化こそが、私達東アジア人が21世紀の諸問題を解決するために、国家に頼らない共同生活圏としての新しい歴史共同体をつくる際に役に立つ。つまり、国境を越えて各地方を束ねると同時に、各地域に閉ざされず世界に開かれた新しい経済の仕組みと地域住民自治の確立に向けた第一歩になる。

ここで、注意しておくべきことが二点ある。その一つは、私達人類史の

過去・現在・未来のなかで、ある特定の時代の特定の地域で、中央集権の専一的で、なおかつ排他的な国家や帝国が存在するか、あるいは、多極に分権化した相互協調的な統治権力が存在するかは、まず、それぞれの歴史的段階における世界経済の仕組み、つまり、どの主体がどのような中核産業をベースにして、富の世界一極集中化を加速するかによって左右されている点である。そして、二つ目が、グローバル・ガバナンスの萌芽・形成・確立・変容・崩壊というものは、世界規模での貧富の格差や人間同士の対立構図によって左右される点である。つまり、当時の世界大多数の貧しい人々自らが主体であることを自覚し、各地域住民の自治権を確立しようとするか否かによって決定される、ということである。特に、この二つ目を忘れてはならない。

筆者は、人類史を四つの異なる世界経済構造と、それらによって規定される世界統治形態に分けている。さらに、各歴史的段階においても、世界経済の仕組みが連続線上で展開する過程に伴い、常に形を変えざるを得ない世界統治形態を、萌芽・形成・確立・成熟・衰退期といった五つの段階に細分化して捉えている。

以下では、世界経済構造と世界統治形態を総合した世界経済体制という概念を新たに使いながら、紀元前9世紀以降の四つの世界経済体制を、中核産業の違いをメルクマールにして、世界農業経済体制、世界商業経済体制、世界工業経済体制、世界情報経済体制と定義することにしよう。

11世紀から18世紀末までの間における世界商業経済体制は、世界商業をベースにして新たに形づくられた第二の世界経済体制であると考えられる。世界統治形態の基本要素である国家の形は、民族国家から君主国家へと変容していたと考えられる。11世紀から15世紀までの間に東西でそれぞれの萌芽期をへた後、大航海時代以降に次々形成・確立・成熟・衰退期を迎えた世界商業経済体制の四つの時期をまとめたのが表1である。

表 1：16世紀以降の世界商業経済体制の展開過程

(←)：規定関係、↓：重層関係

世界商業経済体制の諸段階	形成期 重金主義 (16世紀)	確立期 重農主義 (17世紀)	成熟期 重商主義(狭意) (18世紀前半)	衰退期 貿易差額制度 (18世紀後半)	
世界統治の維持基礎	神聖ローマ帝国の軍力	絶対君主の軍勢力	君主国家の軍勢力	覇権帝国の軍勢力	
世界全矛盾の顕現形態	宗教戦争	王位継承戦争	植民地戦争	植民地拡大戦争	
人類の対立構図	君主vsローマ教皇の対立	君主vs専族の対立	君主vs君主の対立	帝国vs植民地間の対立	
資本間対立(=主要矛盾)	鉱山経営者間競争	地主間競争	商人資本間競争	マニユファクチュア資本間競争	
階級間対立(=基本矛盾)	鉱山経営者vs鉱山労働者	地主vs労働者	商人資本家vsプランテーション労働者	マニユファクチュア資本家vs労働者	
富の世界集中	神聖ローマ帝国への集中	絶対君主への集中	商人資本家への集中	マニユファクチュア資本家への集中	
世界通貨体制	金による決済網	金・銀による決済網	公債による投資網	手形による多角的決済網	
世界貿易体制	統制貿易体制	保護貿易体制	管理貿易体制	自由貿易体制	
中核国の国家体制	君主国家の形成期	君主国家の確立期	君主国家の成熟期	君主国家の衰退期	
中核国の中核産業	鉱山業	毛織物	縫工業	綿工業	
世界分業網の拡張形態	略奪貿易	遠隔地貿易	中継貿易	多角的三角貿易	
(以上：世界統治形態)、(以下：世界経済構造)					
商品の世界重層構造	新大陸鉱産品による世界重層化	東南アジア特産品による世界重層化	西インド熱帯作物による世界重層化	インド産綿織物による世界重層化	
商品間の規定関係	新大陸貴金属 ↓ 農村加工品	東南アジア特産品 ↓ 毛織物 ↓ 農村加工品	西インド熱帯作物 ↓ 縫工業品 ↓ 東南アジア特産品 ↓ 農村加工品	インド産綿織物 ↓ 縫工業品 ↓ 西インド熱帯作物 ↓ 東南アジア特産品 ↓ 農村加工品	
	商人資本間重層化	商人資本間重層化	商人資本間重層化	マニユファクチュア資本間重層化	
	支配的銀行形態	スペイン商人資本	オランダ商人資本	オランダ金融業者	イギリス投資銀行
	支配的企業形態	再配分企業体	オランダ東インド会社	イギリス東インド会社	イギリス投資会社

そして、18世紀末以降は、産業革命から始まった機械制大工業化をベースとした第三の世界経済の仕組みと世界統治の形がつくられ、全地球規模にまでその影響力が拡大・深化していた世界工業経済体制であった。この体制下での各国国家体制は国民国家であったと、筆者は捉えている。

以下では、世界工業経済体制にしぼって詳しくみることにしよう。

18世紀半ばになると、フランスとの7年戦争（1756－1763）で勝利したイギリスが、アフリカ奴隷貿易、新大陸植民地の食糧生産、西インド諸島のプランテーション農業を結ぶ大西洋経済圏の新たな覇者となった。これをベースにしてはじめて、産業革命による機械制大工業化が可能となり、大量に生産された綿製品の新たな輸出基地を求めインドを植民地化した。インド綿を駆逐した後、中国産お茶を輸入するための銀を手に入れるために、インド産アヘンの中国輸出を強行的に進めることになった。この過程で、イギリスは、綿工業に加えて、鉄道業を新たな中核産業とした世界経済構造を構築していった。このようにして、1820年代から1870年代までは、世界工業経済体制の形成期、いわば、「世界産業資本体制」が形づくられたと考えられる。

そして、1870年代の世界大不況のもとで、高付加価値品を目指して重化学工業化が急速な進歩を遂げた。そして、1882年に、イギリスがエジプトを保護国化したことを契機に、原材料の調達、資本の輸出先、商品の輸出先としての植民地獲得競争が帝国間で激化していった。つまり、1880年代以降、国際企業・銀行による重化学工業化という新たな富の蓄積体制が築かれるなかで、帝国主義と呼ばれる新たな世界統治形態が確立していったといえよう。帝国の国際資本間の競争が激しくなるなかで、人間同士の対立は、帝国間の覇権争いにすり替えられて顕在化した。筆者は、第一次世界大戦を挟んだ1920年代までの時期を世界工業経済体制の確立期とし、その名を「世界覇権帝国体制」と呼んでいる。

1920年代は再び大不況が世界規模にまで波及していった。保護貿易への政策転換と金本位制からの離脱が帝国間で相次ぐなかで、新たな富の源泉としての機械関連製造業が急速に発達した。米国を皮切りに、先進諸国は、保護貿易、財政支出の拡大、通貨増発による低金利など、国内市場の確保と拡大を優先する「内包的工業化」路線へと政策を転換した。しかし、この政策では、機械関連製造業の著しい生産力発展に比べ世界市場の拡大が追いつかず、過剰生産能力が両戦間期を通して急拡大することになった。自ずと各国間での資本間競争が激化し、そのあげく、究極の市場拡大策といえる第二次世界大戦が勃発した。

戦後では、ブレトンウッズという国際会議の場で、世界資金循環の自由度を制限する固定相場制が金・ドル本位制という形で採択されると同時に、市場拡大を求める米国多国籍企業主導の漸進的な自由貿易体制が採られた。1950年代後半から60年代にかけて、米欧日間で企業の多国籍化が活発となった。そして、再び大不況に見舞われた1970年代になると、多国籍企業・銀行の対途上国進出が本格化してきた。この過程で、先進国と途上国間での所得格差が拡大し、また、飢餓や貧困が一次産品の輸出国である途上国で蔓延するなど、国民国家を単位とした「南北問題」が顕在化したのである。1930年代以降、機械関連製造業を新たな中核産業とした「世界覇権国家体制」、つまり、世界工業経済体制の成熟期に当たるこの時期は、1970年代の先進国の脱工業化と産業の空洞化とともにピークを超え急速に衰退することになった。

以上の歴史的諸段階をへながら、私達人類は、富の生産・配分・蓄積をめぐる人間同士の対立を一層激化させてきた。1980年代は、情報革命が始まる全く新しい段階に入り、世界情報経済体制の萌芽期として位置づけられると、筆者は考えている。続く1990年代以降は、早くも世界情報経済体制が形成されることになり、筆者はこの体制を「世界覇権資本体制」と呼ぶことにしている。今後、世界の富を独占する一握りの超国籍資本家と、

飢餓や貧困に喘ぐ大多数の人々との間で、所得格差がさらに開き、その両極分化が一層進むことが予想できる。そのなかで、このような世界経済の仕組みを維持・強化していくために、世界経済・環境・危機管理体制が超国籍資本と超国家的機関の協力のもとで次々と構築されつつある。ところが、そのコストは世界各国の貧しい人々にのしかかることになっている。

繰り返しになるが、これをすべて統治できる世界権力構造が、どのような形で、いつ確立するかは、世界の労働可能人口がそれを受け入れるか、または、抵抗しつづけるかによって、大きく左右されることになる。また同時に、世界各国の国家体制が国民国家から市場国家へと大きく転換しているが、それがいつ、どのような形で、世界統治形態の一環節に組み込まれるかどうか、世界各地の貧しい地域住民の実践が新しい歴史共同体として実るか否かによって、左右されるといってよい。

次は、人類史をふりかえりながら、人間同士の対立構図の展開過程を鳥瞰することにしよう。

およそ1万年前の農業革命以来、商業・産業・情報革命を次々と成し遂げてきた私達人類は、富の生産・配分・蓄積をめぐる争いも繰り返してきた。現段階世界経済体制に至るまでの全過程を、中核産業の交替、国家体制の転換、人間同士の対立の激化過程を中心にまとめたのが表2である。

今後、経済のグローバル化が一層加速していけば、一握りの超国籍資本家と大多数の貧しい人々との間の所得格差は極限にまで開き、世界規模で両極分化された人間同士の対立は最高潮に達するに違いない。そのなかで、次に誕生する世界統治権力の形は、国境という垣根を乗り越え人類史上はじめて全地球を覆う単一の「世界帝国」のもとで、一握りの超国籍資本が世界大多数の人々の環境権を直接奪い取るものになる可能性が濃厚である。2001年の9.11以降、私達はこのような人間同士の新しい対立構図

表2：各世界経済体制下の人間土士の対立構図

BC. 3万3千年 BC. 8千年 BC. 5千年 BC. 3千年	Cro-magnon Man, Grimaldi Man 新石器使用、農業革命 4大文明、農耕法・灌漑の開始、部族国家・局地農業経済体制の萌芽 青銅器と文字使用、部族国家・局地農業経済体制の形成・確立・成熟
BC.12-10世紀	鉄器を持つ「北の民」の大移動、局地農業経済体制の崩壊、暗黒時代
BC. 9世紀 BC. 8世紀 BC. 5世紀 BC. 3世紀 BC. 2 -AD. 3世紀 AD. 4-6世紀	polis (王政制)、農業・商工業の発達、海の民フェニキア、ギリシア、西周 polis (貴族寡頭制)、ギリシア文化 (多神論、合理的)、奴隸制 東周 (春秋：770-476)、儒教 (Confucianism：無神論、現実的) アテネ・スパルタ・ペルシア、東周 (戦国：475-221) ヘレニズム帝国、秦帝国、民族国家・世界農業経済体制の形成 シルクロードによる世界商業の発達、ローマ帝国、漢帝国 民族国家・世界農業経済体制の確立 Hun族をはじめ「北の民」の大移動、西ローマ帝国の崩壊 「北の民」主導の南北の大融合、五胡十六国・南北朝時代 ・西洋：Hellenismに対して、Hebraism (一神論、超歴史)の優位 ・東洋：Confucianismに対して、Buddhism (有神論、超歴史)の優位 フランク・ビザンツ・イスラム・唐帝国による民族国家の成熟 世界農業経済体制の成熟
AD. 9-10世紀	「北の民」の大移動、バイキング・ハンガリー族→神聖ローマ帝国、5代10国
11-12世紀 13世紀 14-15世紀 16世紀 17世紀 18世紀前半 18世紀後半 -18世紀末	商工業の発達、貨幣流通の活発化、十字軍運動 (1096-1270) 東西でHellenismとConfucianismの復権 「北の民」蒙古に陸のシルクロードの復元、世界商業網の復元 東西のルネサンス、商工業の発達、商品・貨幣・私有経済の発達 ポルトガルによる大航海時代、海のシルクロードによる世界商業のスタート 君主国家・世界商業経済体制の萌芽 宗教改革、重金主義、商業革命、価格革命、 <u>君主vsローマ教皇の対立</u> 君主国家・世界商業経済体制の形成 重農主義、 <u>君主vs貴族の対立</u> 、ネーデルランド (オランダ)・フランス・イギリス 帝国の東インド会社を通じた世界商業の本格化 君主国家・世界商業経済体制の確立 重商主義、イギリスとフランス間の植民地争奪競争の激化 イスラム・東アジアの中国商人によるアジア商業網の発達 <u>君主vs君主の対立</u> 、君主国家・世界商業経済体制の成熟 イギリス帝国による大西洋貿易網の掌握、貿易差額制度、産業革命の開始 アメリカ・フランス革命、君主国家・世界商業経済体制の衰退
18世紀末 -1810年代 1820年代 -1870年代 1880年代以降 -1920年代 1930年代以降 -1960年代 1970年代	イギリス産業革命 (綿工業)の完了、イギリス帝国による世界経済圏の支配 国民国家・世界工業経済体制の萌芽 機械制大工業化 (綿工業・鉄道業)、 <u>資本家vs労働者の対立</u> イギリス帝国による世界経済の空間的拡大の完了、東インド会社の権限縮小、国民国家・ 世界工業経済体制の形成 (=世界産業資本体制) 重化学工業化、金本位制による多角的決済網の確立、植民地獲得競争の激化、 <u>覇権帝国 vs覇権帝国の対立</u> 、帝国本国と植民地間での基本矛盾の激化、国民国家・世界工業経済 体制の確立 (=世界覇権帝国体制) 機械関連製造業 (自動車・家電)への中核産業の転換、国家主導の内包的 工業化、インフレ政策、 <u>覇権国家vs覇権国家の対立</u> 、南北問題の激化 国民国家・世界工業経済体制の成熟 (=世界覇権資本体制) 金・ドル本位制と固定相場制の崩壊、国民国家・世界工業経済体制の衰退
1980年代 1990年代以降 20??年代以降	産業の情報化、金融のグローバル証券化、多国籍企業・銀行の超国籍化 世界通貨危機に対する管理体制構築、市場国家・世界情報経済体制の萌芽 企業・金融構造改革の世界化、IMF・WTOなどの世界経済管理体制の再構築 <u>超国籍資本vs超国籍資本</u> 、 <u>超国籍資本家vs世界労働可能人口間対立の同時進行</u> 、飢餓・ 貧困の蔓延、環境破壊の世界化、DNA操作による生命改造 市場国家・世界情報経済体制の形成 (=世界覇権資本体制) 富の世界一極集中化と飢餓・貧困の世界化の完成 世界経済・環境・危機管理体制の構築、人類初の「世界帝国」誕生の可能性

と「世界帝国」への方向性を肌で感じるようになってきている。このような世界経済体制は、超国籍資本家という一握りの人間集団が世界大多数の貧しい人々を完全支配できる体制にはかならない。今後、環境権をめぐる人間同士の対立、つまり、グローバル・キャピタリスト対グローバル・ヒューマニストの争いは益々激化していくに違いない。

そうなると、現段階の世界経済体制下で、一定空間を中心に共通の経済・環境・文化を共有する国家という枠組みは、今後このような対立構図を避ける上で、有効に機能するのであろうか。答えはノーである。超国籍資本のために国家体制を国民国家から市場国家へと改造する過程で、各国政府は再び自国の利益を優先する国家や民族ナショナリズムという古い旗を翻している。国家間で互いに競い合っているようなふりをしながら、国内では更なる所得格差、飢餓や貧困の蔓延に対して無策に近い自由放任政策を貫いている。その結果、各国の大多数の貧しい人々同士がむやみな対立に巻き込まれている。各国の貧しい人々が、力を合わせて自らの環境権を取り戻すためには、このような国家や民族ナショナリズムの高揚は大きな足かせになるだけである。国家の代案として、主体である地方自治体住民が教育・研究機関、NGO/NPOと協力しながら、国境を越えた新しい歴史共同体を世界各地で同時多発的に構築していく必要があると、筆者は実感している。

そのためにも、現段階世界経済体制下で、人間同士の対立がどのようなメカニズムによって激化されているかを的確に捉えることが先決課題である。その上で、近未来の平和構築に向けての新しい歴史共同体をどうつくるかを具体的に析出していかなければならない。情報関連超国籍資本による富の蓄積体制の再構築から、環境権の縮小・剥奪といった世界「反平和」の顕在化に至るまでの規定関係と、近未来の人間同士の対立構図を的確に捉えるために、以下の「七つの標識」を用いて説明することにしよう。

①超国籍資本による富の世界一極集中化の再構築の加速に伴う超国籍資本を頂点とした資本間の世界重層化、②産業の情報化と金融のグローバル証券化に伴う超国籍資本主導の産業／金融間の世界重層化、(①～②：世界経済構造の転換過程)、③世界各国の企業・金融構造改革、医療・福祉・税制改革に伴う、国民国家から市場国家への国家体制の転換、④超国籍資本による富の世界一極集中化を促すための世界経済管理体制の構築、⑤大量生産・消費・廃棄に伴う貧しい大多数の人々の自然環境権の縮小・剥奪と世界環境管理体制の構築、⑥富の世界一極集中化とコインの表裏の関係にある飢餓・貧困の蔓延と「種の終焉」の危機に伴う超国籍資本家対世界労働可能人口間の両極分化、⑦人間同士の対立構図の激化に伴う世界危機管理体制の構築と大量殺戮戦争の蔓延(③～⑦：世界統治形態の転換過程)が、その「七つの標識」である。この標識相互間での規定関係を①から⑦まで明らかにしていけば、現段階世界経済体制の仕組みと近未来の世界統治権力のあり方が解明できると考えられる。この捉え方を、筆者は、世界経済体制論アプローチと呼んでいる。

世界工業経済体制の確立・成熟・衰退期、そして、世界情報経済体制の萌芽・形成期における七つの標識間の内的連関をまとめたのが表3である。これをみながら、それぞれの段階において、支配的資本による富の蓄積体制のメカニズムとその変化に伴い、最終的には人間同士の対立構図が全面的に規定されることを確認しておこう。

表3の右欄を取り上げて、その一番下から上へとみていこう。ことの始まりとして、超国籍資本自らが資本間の世界重層構造を再構築しながら、情報革命による生産力発展の成果を自社の組織形態のなかへ包摂していく(第1標識)。そして、その過程で、情報関連産業を頂点とする産業間の世界重層化が加速していく(第2標識)。さらにそれを後押しする形で、超国籍資本の意向を受けた各国政府が市場原理に基づいた規制緩和と新たな国

表 3 : 1880年代以降の世界経済体制の展開過程

(▲ : 規定関係、↓ : 重層関係)

世界経済体制の諸段階	世界工業経済体制の確立期 (1880s~1920s)	世界工業経済体制の成熟・衰退期 (1930s~1970s)	世界情報経済体制の萌芽・形成期 (1980s~?)
世界統治の維持基盤	覇権帝国主導の軍事力	覇権帝国主導の軍事力	超国家的機関主導の軍事力
世界全矛盾の顕現形態	帝国内の搾取の深化→帝国間戦争	体制内の搾取の深化→国家間戦争	グローバル搾取の深化→階級間戦争
人類の対立構図	帝国内の階級の両極分化	体制内の階級の両極分化	階級の世界両極分化
資本間対立 (主要矛盾)	帝国資本間の覇権競争の激化	各国資本間の覇権競争の激化	超国籍資本間での覇権競争の激化
階級間対立 (基本矛盾)	帝国本国の資本家と植民地労働者間対立	体制内各国での資本家と労働者間対立	超国籍資本家と世界労働者間対立
富の世界集中	国際資本家へ集中	多国籍資本家へ集中	超国籍資本家へ集中
世界通貨体制	金本位の固定相場制下の多角的決済網	金為替本位の管理相場制下の多角的決済網	ドル本位の完全変動相場制下の世界投資網
世界貿易体制	覇権帝国主導の自由貿易体制	覇権帝国主導の管理貿易体制	超国家的機関主導の自由貿易体制
中核国の国家体制	国民国家の確立期	「国民国家」の成熟・衰退期	市場国家の萌芽・形成期
中核国の中核産業	重化学工業	機械関連製造業	情報関連産業
世界分業網の拡張形態	資本輸出	国際直接投資	M&A & A (買収・合併・提携)
(以上、世界統治形態/以下、世界経済構造)			
産業の世界重層構造	帝国内本国と植民地間の重層化	体制内各国間の重層化	各資本間の世界重層化
産業間の規定関係	重化学工業 ↓ 軽工業 ↓ 一次産業	機械関連製造業 ↓ 重化学工業 ↓ 軽工業 ↓ 一次産業	情報関連産業 ↓ 機械関連製造業 ↓ 重化学工業 ↓ 軽工業 ↓ 一次産業
資本の世界重層構造	帝国内国際資本間の重層化	体制内多国籍資本間の重層化	超国籍資本による世界重層化
支配的銀行形態	国際銀行	多国籍銀行	超国籍銀行
支配的企業形態	国際企業	多国籍企業	超国籍企業

民負担を強いる小さい政府へと政策を転換していく(第3標識)。また同時に、WTOやIMFなどの世界貿易・通貨機構の政策転換が進められ、貿易・投資自由化と知的所有権の保護が世界規模で一気に加速する。以上の連鎖的な規定関係を通して、グローバル・キャピタリズムの確立に向けての世界経済の新たな仕組みが整えられていく。このようにして、富の世界一極集中化過程がほぼ完成していくのであろう(第4標識)。そして、地球環境破壊が同時進行しており、これに対する超国家的機関主導の国単位の世界環境管理体制は効果を上げるどころか、「種の終焉」の危機を益々深刻化させている。IT・ET超国籍資本による富の一極集中化に伴い、とりわけ、東アジア地域は世界一の大量生産・大量消費の集積地になり、大量の生活・産業廃棄物の投棄による陸・海・空の生態系が破壊されつつある(第5標識)。

以上のような世界経済・環境管理体制の構築に伴い、飢餓や貧困の蔓延といった生存権を剥奪する社会環境悪化が地球規模で同時に多発するとともに、鳥インフルエンザやSARSなどの伝染病の蔓延、遺伝子操作による生命改造の暴走、少子化と高齢化に伴う世代間格差の開き、家庭破壊や学校崩壊に象徴されるような人間性の喪失、国境を越えた出稼ぎ労働者や難民の急増などが加速する。つまり社会環境・自然環境権の縮小・剥奪とともに、超国籍資本家と世界労働可能人口間での格差が、極限まで開いていく(第6標識)。

さらに、環境権を奪われ生き延びるのが限界に達した世界の貧しい人々は、大量殺戮戦争の蔓延により、極限まで苦しめられることになる。貧しい人々の抵抗が次第に強められていくなかで、これを押さえるために世界危機管理体制が構築されていく。またこの過程で、テロに対する報復戦争といった大量虐殺が絶えず、人間同士の対立構図は極限にまで達していく。要するに、現段階での人類の対立は、国民国家を単位とした先進国と途上国間での経済格差、いわゆる「南北問題」といわれるものに留まらず、国籍や国境によってはその格差構造を線引きできないほど、一国内での格

差構造が拡大していく、いわば、「新・南北問題」が顕在化してきたといえる（第7標識）。

以上が、現段階世界経済体制下で、人類間の対立が世界規模で顕在化しているメカニズムである。総じていえば、富の生産・配分・蓄積をめぐる超国籍資本間の覇権争いと、世界で両極分化された人間同士の争いが同時に噴出しており、その結果、一握りの超国籍資本家が、飢餓や貧困に喘いでいる世界の大多数の人々を完全支配する構造が固まりつつあると、いわざるを得ない。

また、この過程で、国民国家に取って代わる新たな国家体制としての市場国家が出現しており、テロに対する報復や先制的自衛権の行使という名分で、超国籍資本家による、超国籍資本家のための、超国籍資本家の新しいグローバル・ガバナンス、すなわち、世界統治権力を握る「世界帝国」が形成・確立していくと考えられる。

そして、世界の大多数の人々は、様々な移行コストを一方向的に強要されている。まず、超国籍資本の情報関連産業化とグローバル証券化に伴うリスクの最後の貸し手である各国政府がそのコストを国内の貧しい人々に間接税や住民税として徴収しようとするのが挙げられる。またこれに留まらず、京都議定書発効にみられるような世界環境体制の構築と、テロに対する世界危機管理体制の構築に伴うコストを世界各国の貧しい人々に強要していることも挙げられる。

このようにして形成されていく新しい世界統治権力の担い手は、全地球を覆う、文字通りの人類史上初めてで最強の「世界帝国」と呼べるものになるであろう。その「世界帝国」は、紀元後ほぼ2千年の間、目に見える覇権帝国や様々な国家という形を通して、いわば「間接統治」をしてき世界統治権力に代わって、ここにきて「直接統治」を担いうる世界統治権力へと脱皮した怪物（地球上には元々いなかったという意味において）といえるであろう。その「世界帝国」のグローバル・ガバナンスの基盤は、超

国家的機関である国連などを媒介とした、情報関連技術や原子力技術によって再武装された超国籍軍が担っていくことが、すでに方向付けられている。

Ⅲ 世界「反平和」を断ち切るための七つの実践課題

今後、増幅する世界「反平和」的状况を断ち切って、グローバル・ヒューマニズムの社会を構築するためには、私達世界の貧しい大多数の人々が何をすべきかについて考えたい。

すでに述べた「七つの標識」に沿って、第1標識から第7標識までの標識相互間の内的連関を断ち切ることが重要である。ところで、実際には、世界各国の人々が同時に取り組むべき課題（第1－4課題：A群）と、国境を越えた地域住民、とりわけ、東アジア人が協力して取り組まなければならない課題（第5－7課題：B群）に分けて、実践する必要がある。その七つの実践課題を表4でまとめた。

A群の第1課題は、産業の情報化と金融のグローバル証券化を世界各国で加速させるために、情報関連超国籍資本主導のもとで、各国政府が推し進める企業・産業／銀行・金融構造改革の流れを断ち切るための課題といえる。そのためには、超国籍資本の蓄積水準、組織形態や行動様式といっ

表4：真の世界平和構築のための七つの実践課題

- | |
|---|
| <p>A. <u>世界各国の人々が同時に取り組むべき課題</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 超国籍資本のための各国の企業・金融構造改革を阻止する。 2. 超国家的機関による各国経済・環境政策への介入や監視・監督に反対する。 3. 超国籍資本による富の世界独占に伴う環境権の縮小・剥奪を断ち切る。 4. 世界危機管理体制の構築に伴う世界「反平和」的状况を断ち切る。 <p>B. <u>国境を越えた地域住民主導で取り組むべき課題</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 当該地域での格差構造をくい止めるための「国際地域通貨」を創設する。 6. 当該地域での大量廃棄をくい止めるための「陸・海・空を護る会」を創設する。 7. 当該地域での文化共同体を構築するための「超国籍人」教育に取り組む。 |
|---|

た富の新たな蓄積体制を的確に捉えなければならない。続く第二課題はWTO、IMF、国連などの超国家的機関が、世界貿易・通貨体制の再構築と新たな世界環境管理体制の構築を進めるために、世界各国の企業・産業／銀行・金融構造改革へ干渉することを阻止するための課題といえよう。

第3課題は、飢餓や貧困が蔓延し、地球環境破壊や「種の終焉」の危機が加速するなかで、貧富の格差が極限にまで開く背景には、IT・ET超国籍資本家による富の世界一極集中化が横たわっているという認識に立って、社会環境・自然環境破壊の悪循環を断ち切るための課題である。

そして、第4課題は、アフガニスタン爆撃やイラク侵攻にみられるように、国連などの超国家的機関が世界危機管理体制を構築していくことに反対するための課題である。なぜなら、超国籍資本は、このような新しい危機管理体制を通して、富の独占を一層加速することができるし、同時に、世界の貧しい人々の抵抗をより効果的に押さえることができるからである。

「七つの標識」と関連づけてみると、A群の第1課題は1・2・3標識に関わっていることが分かる。情報関連超国籍企業を頂点とした企業・産業の世界重層化と超国籍銀行主導の銀行・金融の世界重層化を促す目的で、超国籍資本主導で進められる世界各国の企業・銀行構造改革に反対する必要がある。また、第2課題は4・5標識と関わっていることが分かる。IT・ET超国籍資本が世界経済重層化を一層加速させ、世界の富を極限にまで独占するために、世界経済・環境管理体制をつくり、その監視・監督を媒介にして世界各国政府の構造改革を一層加速させようとする思惑に反対しなければならない。第3課題は第6標識と、第4課題は7標識とそれぞれ関わっている。上述のように、世界経済のグローバリゼーションによる人類の両極分化、つまり、一握りの超国籍資本家と世界大多数の労働可能人口間での対立構図が激化している。そのなかで、世界規模で貧しい人々の抵抗を抑えるために新たな危機管理体制が構築されている。この管理体制下で、貧しい人々同士がむやみな対立をすることをやめさせ、真の世界

平和を実現するための実践課題といえる。

以上の七つの実践課題を通して、グローバル・ヒューマニズムに基づいた新しい歴史共同体を構築することが、今私達人類に求められている。今こそ、私達人類が「対等な人格」を認め合い、人間が人間らしく生きられるグローバル社会を構築するための第一歩を踏み出すべきではないだろうか。

さて、B群の課題は、私達東アジア人が、まず東アジア地域において、如何にして草の根の東アジア人歴史共同体を構築するかに関わる課題である。つまり、グローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスが完成していく近未来の世界経済体制に対して、私達人類が東アジア地域において、環境権を剥奪する世界「反平和」的状況に立ち向かいうるための実践課題といえよう。グローバル・ヒューマニズムに基づいた東アジア人経済・環境・文化共同体構築を通して、新しい東アジア歴史共同体を築くために、地方自治体の住民が主体となって、国境を越えた地域住民自治を形成・確立していかなければならない。

とりわけ、今日の環境破壊問題は、一地方や国レベルでの取り組みによって解決できる問題を超えて、全人類が協働で取り組まなければならない問題、文字通りの地球環境問題といえよう。ここではまず、1980年代以降の世界経済の大転換過程で、環境権をめぐる私達人類の対立構図が如何に形成されてきたかを鳥瞰しておくことにしよう。

- ① 超国籍企業が情報関連技術の成果を新たな富の蓄積体制の中核に位置付け、買収・合併・提携（M&A）を通して世界の製造業企業を傘下に統合している。とりわけ、垂直的な提携関係を通じた企業間の世界重層化が加速している。ET分野においても、ET超国籍企業が自分の傘下で、環境関連の製造業企業をすみ分けされた製品群ごとに再編している。

- ② この過程で、**ET産業**を頂点として、機械関連製造業→重化学工業→軽工業→一次産品といったベクトルで、上下産業間の新たな垂直的な分業関係、つまり、産業間の世界重層構造が形づくられている。
- ③ 以上の企業間・産業間の世界重層化を促すために、超国籍企業は、世界各国の政府を動かして、従来の国民国家体制から市場国家体制に向けて、市場原理に基づいた構造改革を加速させている。また、各国政府は自国内での環境規制を強化しながら、他国とは差別化やハーモナイゼーションされた国際的な取り決めを進めることにより、各国**ET企業間**で生産される製品群のすみ分けとともに、トータルとしての**ET市場**の拡大を図っている。
- ④ 二国間に留まらず、**WTO**や**IMF**といった多角的な世界貿易・通貨体制の再構築が進んでおり、2005年2月には、国連による京都議定書が発効するなど、世界規模での環境管理体制も整えられている。このように、国家に加えて、超国家的機関による環境管理体制が構築されるなかで、**ET超国籍企業**を頂点とした企業・産業間の世界重層化は一層加速していく。またその結果として、**ET超国籍企業**による富の世界一極集中化も加速することになる。
- ⑤ 世界経済・環境管理体制の構築、とりわけ、共同実施、**CDM**（クリーン開発メカニズム）、排出権取引（**CER**）といった市場原理を盛り込んだ京都メカニズムが発動することによって、**ET超国籍企業**のビジネスチャンスが広がる一方で、世界各地域の住民にそのコスト負担が肩代わりされる構図が定着しつつある。結果として、コインの表裏の関係にある、富の世界一極集中化と、所得格差と飢餓・貧困の世界化が一層拡大・深化している。
- ⑥ このような社会環境破壊に加え、遺伝子操作による生命改造の暴走、気候変動の異変続出、鳥インフルエンザや**SARS**などの伝染病の蔓延など、地球規模での自然環境破壊も顕在化している。とりわけ、世界の貧しい大多数の人々の環境権が世界各地方自治体単位で同時多発的に縮

小・剥奪されていく。

- ⑦ 環境権の縮小・剥奪が極限にまで達するにつれて、富を独占する超国籍企業・銀行などの一握りの人間集団が、自分たちの環境権を必死で守ろうとする大多数の人々を完全に押さえられる新たな統治形態を構築しようとする。したがって、環境権をめぐる人間同士の対立は世界各地で益々激しさを増していく。

以上の①・②の世界経済の構造転換と、これに伴う③・④・⑤・⑥の世界統治形態の構築に伴う社会環境破壊と自然環境破壊の悪循環を通して、⑦の現段階における人類の対立構図の到達点と近未来の方向性が明らかになったと思われる。経済のグローバリゼーションという荒波に追われる私達人類は、このようなメカニズムを通して、人間らしく生きることでできない世界「反平和」的状況に飲み込まれているのである。この人類史上の最大の危機から脱出するためには、私達は何をすべきであろうか。これから考察していきたい。

周知のように、世界人口は2000年10月で60億人を超えた。1960年の30億人から、2倍になるのにわずか40年しかかかっていない。現在、1日1人当たりの生活費が1ドル未満の貧困層が12億人にも上っている。つまり、世界人口の5人に1人が飢餓や貧困に晒されていることになる。地球環境が私達人類を貧困層なしで養うためには、8個の地球が必要だといわれている。早急に再生可能な自然エネルギーに基づいた世界循環型社会への転換が求められている。

しかし、1970年代以降、機械関連製造業の多国籍企業が、途上国への生産基地移転を加速するなかで、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊、砂漠化、野生生物の絶滅危機と種の多様性の喪失、産業廃棄物の大量廃棄と越境移動、干潟をはじめとする海洋の汚染といった、地球環境破壊が一層深刻さを増している。このような経済のグローバリゼーション

に伴う陸・海・空の地球環境破壊が、大多数の貧しい人々を一層困難に陥れている。

以下では、益々深刻化する地球環境破壊に対する国連などの世界環境管理体制構築への取り組みを検討しながら、その限界と問題点を明らかにしていく。

地球環境破壊が人類共通課題であるという認識に立った取り組みは、1972年スウェーデンのストックホルムで開かれた「国連人権環境会議」が初めてであった。この会議では、先進諸国において、国境を越え被害を及ぼす公害問題が最重要課題となっていた。1978年には、アメリカで二酸化炭素と地球温暖化の関係を調査する国家プロジェクトが発足して、1980年に、オゾン層破壊と地球温暖化が、酸性雨、熱帯雨林・森林破壊、砂漠化を引き起こしていることが報告された。そして、1985年には、「オゾン層保護に関するウィーン条約」がフィラハ会議で採択され、1987年「モントリオール議定書」として発効した。また、「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) がはじめて設立された。1988年のトロント会議では、二酸化炭素排出量の数値目標がはじめて提案されることになった。そして、1990年に、IPCCから人類活動による温暖化への可能性があるという第1次評価報告書が出たのを受けて、1992年に、「地球環境人権会議」が東京で、引き続き、地球サミットがブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた。この地球サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明（全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明）」が採択された。また、「国連気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」、「砂漠化対処条約」も発効された。そして、1997年になって、「気候変動に関する国連枠組条約」第三回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択する運びとなった。

ところが、2001年3月、米国ブッシュ大統領が京都議定書からの離脱を表明してから棚上げされた。この間、米国の温室効果ガスの排出量は急増

して、2002年には1990年比で約30%強も伸びていた。一方で、2002年7月と10月のCOP6・7で、米国、ロシア、中国などを除いた各国政府に対する削減目標を定めたボン合意とその法的文書が決定された。また、京都議定書適応基金のため、CDM事業収益から2%を拠出することも決まった。しかし、2002年のヨハネスブルクで開かれた「持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）」では、各国の批准が取れず、発効できなかった。その後、紆余曲折をへて、2005年2月16日に、京都議定書が発効することとなった。

ついでに、有害産業廃棄物に関する国際的な取り組みもみることにしよう。1972年のロンドンで、「廃棄物の海洋投棄規制に関する条約」が発効されたが、ちょうど20年後の1992年に、「有害廃棄物の越境移動規制に関する条約」（バーゼル条約）が締結された。1998年にはロッテルダムで、「特定有害化学物質および駆除剤の国際貿易等に関する条約」が採択された。その後、2000年には、生物多様性条約国会議において、環境ホルモンなどに対するバイオセイフティに関するカルタヘナ議定書が、2001年には、「残留性有機汚染物質に関する条約」がストックホルムでそれぞれ採択された。このような国連を中心とした廃棄物に関する取り組みが続けられてきた背景には、1970年代から80年代にかけて、欧米先進諸国の有害廃棄物がアフリカや中南米諸国に輸出され、不適正な処分や不法投棄のケースが増えたことが挙げられる。また、輸出先国から陸揚げが拒否され、有害廃棄物を積載した輸送船が行き先もなく、海上を漂う事件が多発した。このことは、いうまでもなく、先進国企業にとって、環境規制がゆるく、処理費用もかからない途上国へ輸出した方が得だからである。国連環境計画（UNEP）によれば、毎年約4億トンの有害廃棄物が発生し、そのうち10%が国境を越えて移動すると推定されている。

私達の東アジア地域においても、国境を越えた有害廃棄物の越境移動が大問題となっている。例えば、1997年に、オーストラリアから廃棄コン

ピュータが中国に輸出されるところで、グリーンピースなどの活動により、香港で船をひきかえた事件が発生した。また、1999年には、台湾からカンボジアへ水銀の入った産業廃棄物が輸出され、住民が避難する騒ぎとなった。また同年に、日本の産業廃棄物処理業者がフィリピンに再生原料の古紙と称して輸出した約2,300トンのうちに廃プラスチックと使用済み紙おむつ、点滴用チューブなどが混入された事件が発生した。フィリピン政府がバーゼル条約に基づき、輸出業者に30日以内の回収を要請したが、履行されなかった。その後、日本政府がフィリピン当局と共同で処理することになった。このように、廃棄物の発生量が年々増大し、その中身もより複雑化しているなかで、バーゼル条約に基づいた規制では十分に処理できないのが現状である。また、越境する産業廃棄物の有害度が年々高くなっているのに、受入れ国で適正な処分がなされないため、環境汚染が急速に広がっている。さらに、東アジア地域では、二国間の環境協定はあるものの、欧州のような地域全体の環境管理体制が構築されていないため、環境保全の空白地帯となっている。

以上で述べたように、国連中心の長年の取り組みにも関わらず、地球環境破壊は止まるどころか、一層深刻さを増している。特に、国連が一番力を入れている地球気候変動問題への取り組みをみても、異常気象は近年さらに悪化の一途をたどっている。オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化の被害も世界規模で急速に広がり、森林面積がこれまでにない速さで減少し続けている。また、環境ホルモンなどによる生物多様性も急速に失われており、産業廃棄物の海洋投棄による海洋生態系の破壊も年々深刻化している。

そもそも、国連の取り決めには限界があるといわざるを得ない。なぜなら、一国のように統一した立法機関が存在せず、違反した場合も、法的拘束力がないからである。現に、米国は1990年の世界の二酸化炭素排出の36.1%を占め、世界一の排出国というのに、京都議定書批准を現在まで拒

否し続けている。また、55ヵ国以上が批准して、なおかつ批准国の排出量合計が1990年の先進国排出総量の55%以上でなければ条約が発効しない、という取り決めのために、結局発効まで8年もの年月が費やされている。今後、2008年から2012年の第1約束期限の間で全批准国の目標値が、1990年比で5.2%削減とされており、また、2013年から2017年の第2約束期限の間の削減数値目標とその対象国を、2005年11月のCOP11で決めることとなっている。しかし、いずれの場合もその達成が疑問視されている。

この限界に加えて、さらに問題点が指摘できる。京都議定書にはCDM（クリーン開発メカニズム）とCER（排出権取引）の取り決めが含まれているが、この取り決めが問題となる。周知のように、京都議定書には二酸化炭素などの主要な温室効果ガスの排出削減枠が批准国間で差別化され割り当てられている。その上、先進国がより削減費用の低い途上国で投資を行い（共同実施）、その排出削減量を自国の削減枠に加算することができる（CDM取り決め）。実際に、日本はこれを活用し、2008年から2012年（第1約束期限）の間の削減数値目標の6%（1990年比）のうち、1.6%分（削減量の27%）を、環境ODAを利用して途上国に移転する計画を立てている。さらに、先進国企業間では、排出権を金融商品として取引することが可能となっている（CER取り決め）。とりわけ、CER取り決めは、世界金融市場で排出権を取引する超国籍企業・銀行にとっては、ETの産業化とグローバル証券化のための呼び水となっている。

この京都メカニズムでは、削減義務のないほとんどの途上国に、二酸化炭素削減のための環境投資が拡大することになっているが、実際には、ET関連の投資規模をはるかに上回る、機械関連製造業と重化学工業といった成熟化・標準化した製造業が集中している。特に、東アジアの発展途上国、なかでも、京都議定書に批准していない中国では世界の生産工場化が一層進み、環境保全どころか、大量生産・大量消費・大量廃棄の集積によ

る世界最大の環境破壊地帯となりつつある。今後、このような市場原理に基づいた世界環境管理体制が次々と整えられていくことになる。企業の多国籍化に伴い、近隣途上国の環境を破壊する「公害輸出」が世界環境問題の引き金となった1970年代以上に、今後「公害輸出」が顕在化することは避けられない。

要するに、先進国間、また、先進国と途上国間で差別化され割り当てられた京都メカニズムの取り決めによって、ET超国籍企業は、各国間での製品群のすみ分けを一層加速し、その結果で、企業・産業間の世界重層化は一層加速することになり兼ねない。また、京都議定書などの国連主導の環境規制そのものが、ET技術を掌握した超国籍企業にとっては、新たな富の源泉、すなわち、ET市場を拡大する役割を果たしている。さらに、中長期的には先進国のET製品に比べて、規制の緩やかな発展途上国と全く規制のない途上国の製造業製品の交易条件（terms of trade）が悪化することになり、先進国と途上国間の経済格差、すなわち、「南北問題」が一層深刻になることが十分予想できる。また同時に、環境ODAの急増と、金融商品である排出権のリスクヘッジなどに伴う世界環境管理コストの負担が、先進国の貧しい社会的弱者に転化されることになり、先進国の中でも富の一極集中化が加速する、いわゆる「新・南北問題」が新たに顕在化することになる。

以上の検討から、地球環境破壊をくい止めるはずの国連主導の世界環境管理体制が、市場メカニズムを取り入れたことで、かえって、大量生産・大量消費・大量廃棄といった環境破壊を総体的に加速する羽目になったことが分かった。このことが、社会環境破壊に喘ぐ貧しい世界の人々を一層苦しめていることはいうまでもない。

それでは、世界規模での社会環境・自然環境破壊の悪循環の流れを止めて、大多数の世界の貧しい人々が環境権を取り戻せるような世界経済・環境共同体をつくるためには、どうしたら良いだろうか。次はこの課題を考

えてみよう。

結論を先にいうと、現段階のグローバル社会において、互いに悪循環を繰り返している社会環境と自然環境の破壊メカニズムを同時に断ち切ることが何より大事である。なぜなら、富の世界独占と飢餓や貧困の蔓延に伴った貧富の格差構造を加速させる現段階世界経済の仕組みを変えることの必要性を認識し、まずは、この社会環境権（＝生存権）を確立する取り組みを実践することが、地球環境破壊を食い止めるための先決課題であるからである。また同時に、市場原理を大いに取り入れた国連主導の国単位の取り組みではなく、地方自治体の住民が主体となって、国境を越えて各地方を束ねる地域レベルで、ひいては、世界レベルでの自然環境権（＝生命権）を取り戻す取り組みも必要不可欠といえよう。このような社会環境権運動と自然環境権運動を融合させた、地方・地域・世界レベルでの取り組みが体系的に進められなければならない。

まず、前提条件となる新しい世界経済の仕組みについてである。各国間では勿論、一国内においても貧富の格差が極限にまで広がる現段階の世界経済構造を変えるためには、世界の大多数の貧しい人々が新たな負担の被害者である国民としてではなく、地方自治権をもつ東アジア地域住民として、法定通貨に媒介されなくても、互いの生産物やサービスを交換できる取り組みが必要である。次に、このようなボランタリー経済をベースにした草の根の経済の仕組みを活用して、再生可能な自然エネルギーの共同開発や実用化に取り組むことが大切である。世界循環型社会を構築するためのこの二つの取り組み、つまり、地域通貨を媒介としたボランタリー経済の構築と、再生可能な自然エネルギー普及の試みは、一地方内で限定して実践するのではなく、国境を越えて各地方を束ねた地域や世界規模で実践しなければならない。なぜなら、社会環境破壊と自然環境破壊が悪循環する現段階のグローバル社会においては、世界各地方の自治体住民が歩調を合わせて進めなければ、当該の地方自治体住民の環境権すら確保できず、

結局のところ、「敬天・敬人・敬物」の世界循環型社会の実現はできなくなるからである。

IV節では、私達東アジア人が東アジア地域でなすべき課題は何であるかを検討する。世界循環型社会に向けた東アジア経済・環境共同体を構築するために、B群の第5・6課題をバラバラにしないで、融合させて論じることとする。

IV 草の根の東アジア人経済・環境共同体構築の課題

東アジア地域は、「対等な人格」に基づいたヒューマニズムの社会とはいえ、超国籍企業・銀行が自社の富の蓄積体制を加速する社会、つまり、市場原理に基づいた、弱肉強食のグローバル・キャピタリズムの社会である。ET分野においても、環境ビジネスとして新たな富の独占につながる技術が優先的に開発・利用されており、その他のET研究開発と共同利用は軽視されてきた。

日本政府が取り組んできた循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会（「循環型社会形成推進基本法」第2条1項）と定義されており、廃棄物発生の抑制（Reduce）、循環資源の再利用（Reuse）、原材料としての再生利用・熱回収・適正処分（Recycle）といった3Rが主に推進されてきた。今後の日本の課題は、産業廃棄物のゼロエミッション・システムを東アジア地域にまで広げて構築することだと、筆者は考えている。そのためには、第一に、エネルギー多消費パターンを変える必要がある。第二に、脱化石燃料化とともに、風力、太陽光発電、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーの技術開発と有効利用を促進することが必要である。そして第三に、日本政府や地方自治体が開発する環境技術を東アジア地域住民が無償で利用できる仕組みを構築しなければならない。

1970年代に、日本の公害産業といわれた機械関連製造業、重化学工業が企業の多国籍化とともに、韓国、台湾、香港、シンガポールといった近隣の新興工業諸国に移植されるようになった。80年代になると、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイを中心としたASEAN諸国へ、さらに、90年代の中国へと、東アジアのほぼ全域が世界分業網に巻き込まれることになった。このように、東アジア地域では、経済のグローバル化の加速に伴って、機械関連製造業、重化学工業といったハードウェアの生産・流通・消費の世界一の集積地と化している。この流れによって、陸・海・空の環境破壊が急速に進んでいるのである。特に、産業廃棄物の海への大量廃棄が急増することによって、東アジア人の公共財である東アジア海はもはや産業廃棄物の最終埋立地となり、「死の海」へと転落しつつある。当然のことながら、私達東アジア人が私たちの環境権を確保するためには、一地方や国境を越えた東アジア人環境共同体を早急に構築する必要がある。そのためには、私達東アジアの地域住民が、東アジア海の環境保全を進めるとともに、再生可能な自然エネルギーの共同開発や共同利用を実践していかなければならない。

その前提条件として、大量生産と大量消費と、「環境コスト・ゼロ」のもとの大量廃棄を支える東アジアの経済構造そのものを変えなければならない。そのためには、各国の法定通貨に頼らず、東アジア地域通貨を介して等価の労働力を交換する、ボランティア経済化を拡大していくことが何より肝心なことである。今まで日本をはじめとする東アジア各国で使われてきた地域通貨とは、ほとんどが一地方や国内の特定範囲に限定されており、なおかつ、地方経済の活性化と互いに欲するモノやサービスの交換が主な目的であった。東アジア循環型社会の構築のためには、一地方に限定しない、複数の地方と国境を越えた地域共通で使われる東アジア地域通貨が必要であると、筆者は強調してきた。

ここで、東アジア地域住民が協働で運営する新しい地域通貨の可能性について、詳しく考察してみよう。

まず、地域通貨の概略的な説明から始めよう。19世紀末の金本位制が事実上世界単一の通貨体制になるまでは、多くの通貨が、ある特定の地方や国でしか通用しなかったことで、世界の通貨は概ね地域通貨であったといえる。ただし、そのほとんどが、それぞれの地方や国のなかで富の一極集中化のために使われた通貨、つまり、私有経済、商品経済、貨幣経済の拡大に伴って広がった通貨であったという意味においては、筆者が主張する、ボランタリー経済化を目指して、等価の労働力を交換する地域通貨とは、全く異なる性質のものといえよう。

以下では、貧困層などの社会的弱者の間での相互扶助を目的とした地域通貨を中心に検討することにする。

地域通貨の源流は、19世紀前半のイギリスにある。当時のイギリスでは、産業革命の進展に伴い資本家と賃労働者という階級間対立が進み、長時間の低賃金労働といった労働問題、失業・貧困問題、都市環境問題といった社会問題が噴出した。また、国全体の貨幣制度が成立していく過渡期であったこともあり、国内外を結ぶ通貨のあり方をめぐって論争が高まっていた。こうしたなか、社会主義者で実業家でもあるR.オーウェンは、当時のイギリス貨幣制度では、常に賃労働者の交易条件が悪化し、剰余価値（＝富）という形で労働力が資本家によって搾取されるとし、イギリス国内の貨幣制度を抜本的に変えようとした。物の価値は生産物を作るのに必要な投下労働時間からのみ計測すべきである、という当時主流であった労働価値説に基づき、同一労働時間を等価価値として交換する労働貨幣を構想した。当時の1労働日（10労働時間）の平均賃金は5シリングで、1労働時間あたりでは5ペンスとなる。これを基準に、労働時間に換算しなおした労働証書を渡した。また、生産物の価格には直接投下された労働時間に加え、原材料と交換所運営のための手数料を組み込んだものとした。彼

は、この地域通貨でもって、当時イギリスの経済の仕組みそのものを改革しようとしたのである。

地域通貨を介した新しい経済構造の構築として、当時、「共同体社会型」と「生産者参加型」があったが、今日でもこの二つの系統は継承されている。R.オーウェンは、当時、この二つの形態をそれぞれ実験した。前者としては、一定の土地で一定の人口で農工間分業を行う共同体社会を形成し、余剰生産物を構成員の労働時間に応じた労働貨幣を介して交換する。この貨幣は、使わなければ価値が目減りする「劣化する貨幣」であった。当初は外部からの購入が多かったが、共同体社会が定着するにつれ、外部に依存する生産物が徐々に減少することが考えられた⁵⁾。しかし、労働できない者にも生産物は公平に分配されたため、いわゆる「ただ飯ぐらい」の人が増えるなど、効率よく働く者が評価されないという不満が広がった。また、必要な生産量のために必要な労働時間を構成員の間で調整する必要も生じた。結局、土地や建物に対して人口が過剰となり、需給バランスがとれず、実験は失敗に終わった。

後者の場合は、生産手段を有する独立生産者が、同じ労働時間で生産された商品を交換する仕組みである。独立生産者が主体となって、法定貨幣を媒介としない代替的な経済体制づくりを目指していた⁶⁾。ところが、交換所での生産物価格と市場価格との間で乖離が生じたため、市場価格より安いものは外部に転売され、逆の場合は交換所に持ち込まれた。規模が拡大するにつれ、このような投機的な取引が増え、需給バランスが崩れ、この実験も1834年に失敗に終わった。

ところで、R.オーウェンの二つの実験は、その後19世紀半ばから始まった協同組合運動と、1930年代のデンマークの協同生産組合JAKとスイスのヴィア銀行に大きな影響を与えた。例えば、JAKは無利子で貯蓄を集め、無利子で貸付を行うことで、1929年大恐慌で打撃を受けた零細農家に歓迎された。自身の貯蓄額以上を借り入れ、有機農法などの新しい分野に進出

して、成功を収めるケースもあった。この取り組みは確実に広がっていき、1958年JAKは正式な銀行となった。しかし、1970年代に再び世界大不況のあおりをうけ倒産した。ヴィア銀行は、協同組合として設立された後、正式に銀行となった。バーター取引から始まり、1950年代初頭までには、消費者も参加する無利子の交換リングの形をとった。最終的には生産者間の取引のみに落ち着いた。ヴィアカードという一枚のカードでヴィアとスイス・フランを併用した仕組みは、支払いが容易であることから取引額が増加した。

これらの「生産者参加型」の地域通貨は、主に世界経済の仕組みが大きく転換し始める大不況下で、生産者同士の相互扶助を目的として生まれたものであった。1930年代とは、米国をはじめ先進諸国において、重化学工業から機械関連製造業へと中核産業の転換が加速した時期であった。帝国本国は自国の富の流出と市場をブロックするために金輸出を禁止するなど、世界通貨体制であった金本位制から次々と離脱した。また、他ブロックへの輸出を拡大するために自国通貨を切り下げると同時に、他ブロックからの輸入を制限するために高率関税を賦課するようになった。勿論、この背景には、中核産業の成熟・標準化に伴う過剰生産能力→価格破壊→生産の縮小→失業の増加→市場の縮小といった大不況が横たわっていた。見逃してはならないことは、1870年代以降と、その100年後の1970年代以降の大不況期も、中核産業の交替に伴い世界経済構造が大きく転換していた時期に、「生産者参加型」の地域通貨の隆盛がみられた、という点である。つまり、新たな中核産業の掌握に乗り遅れた生産者間で、激しい資本間競争からの脱落と飢餓や貧困の蔓延による市場の縮小に対する危機感とその背景にあったことが分かる。これで、1980年代以降、約3,000にも及ぶ地域通貨が世界で大流行している理由も理解できる。このような地域通貨は、「共同体社会型」の労働貨幣とは違って、同じ投下労働時間を交換しながら、なお富の蓄積を認めない「劣化する貨幣」とは異なるものといわざるを得ない。要するに、法定通貨とリンクしており、なおかつ、内部と外部の生

産者間での取引を媒介にしていることから、市場経済に基づいた不等労働量交換の地域通貨であることに注意を払わなければならない。

さて、以下で紹介する1980年代以降に現れた三つの地域通貨は、「共同体社会型」と「生産者参加型」、そして、その「折衷型」の代表的なものである。タイムダラー、イサカアワー、LETSがそれである。

タイムダラーは共同体での相互扶助を目的とした時間預託システムが特徴である。米国で1980年代初期にE.カーン博士によって考案されたものである。サービスを交換することで人々の交流が生まれ、地域で目的を一つにした新しい共同体づくりの触媒となることを目的としている。全ての人間に等しい労働時間を価値基準に、ボランティア活動をやり取りする取り組みである。活動した時間を預託し、自分がサービスを受けるときに使用することができる。高齢者介護サービスから始まったこの地域通貨は、今では育児や教育の分野にまで広がり、福祉関連の財の購入や医療保険料などの支払いに充てることもできる。こうした现阶段の社会環境破壊問題に課題をしぼっていることが注目を集め、日本を含む世界各地で取り入れられている。典型的な「共同体社会型」の地域通貨といえよう。

イサカアワーは1991年米国のニューヨーク州イサカ市で誕生した。地場産業の活性化を目指したもので、地域通貨管理委員会によって管理されている。会員には入会金と引き換えに地域通貨・アワーを渡し、起業の際の融資と、教会、学校、病院といった公共機関への寄付も行っている。この地域では小規模な有機農法を行っている農場が多く、彼らは地域通貨管理委員会からの寄付を受け、経営を成り立たせている。負債のため土地を失ったり、買収されて工業的な農法が導入されたりすることで地場産業が破壊されることを避けることが主な目的であった。参加者が1,000人を超えるこの地域通貨は、1930年代の利子のつかないJAKやヴィア銀行のように、法定通貨と上手く組み合わせることで地域経済の活性化を図ってい

る。近年には、介護、育児、教育、環境といった非市場的サービスにも展開している。この地域通貨は、中小企業などの生産者間の事業活性化が目的である「生産者参加型」である。

LETS (Local Exchange and Trading System : 地域交換・交易システム) は、基本的には労働貨幣であり、現在最も広く普及している地域通貨である。1983年カナダのコモックスバレーでつくられたこの地域通貨は、会員同士が互いにモノやサービスを提供しあうもので、その取引内容を通帳に書き込んでいく形をとっている。大きな特徴は、通貨の発行権が個人に委託されていることである。マイナスから始めることもでき、必要に応じて各会員が発行する。取引の対象は、地域で生産された農産物や工業製品といったものから、料理、裁縫、ガーデニングといった趣味レベルのサービス、医療、介護、子守りなどボランティア活動や専門的なサービスまで様々である。LETSは本来コミュニティの自律化を図る目的で、投機目的や環境負荷の大きい事業は排除され、地域の特性を活かした地場産業の創造を目指したものであった。しかし、地場産業の振興は進まず、むしろ副次的な効果であるはずのメンバー間の信頼回復や相互扶助の促進が中心となっている。LETSは、共同体の外にも繋がっている地域通貨である点から、「共同体社会型」と「生産者参加型」の中間的な「折衷型」地域通貨といえる。

前述したように、1980年代以降の現段階では、IT超国籍企業・銀行主導の経済のグローバリゼーションが加速するなかで、大多数の人々の社会環境権と自然環境権が同時に縮小・剥奪されている。ということは、人間同士が互いに対立する対象が、かつての「労働権」から「環境権」へと拡大・深化していることを物語っている。現在と未来を生きるための環境権を奪われる状況を乗り越えるために、東アジア地域でどのような地域通貨の取り組みが有効であるか。さらに、踏み込んで模索していくことにしよう。

日本においても、2005年10月現在、実験中のものも含めて800以上の地域通貨が流通している。1970年代には時間預託システムが導入され、1995年7月には米国のタイムダラーの支援を受けた「NPO法人タイムダラー・ネットワーク・ジャパン」によって「だんだん」が立ち上げられた。日本での地域通貨導入の目的は、概ねコミュニティの自律化と地場産業の活性化にある。前者は失われつつある文化や価値観の多様性、人々の信頼関係といったものを取り戻すことを目指している。地域社会における相互扶助や人的交流の促進、ボランティア活動の普及、町づくりなどにも利用されている。後者は、地元商店街での購買力を高め、特定の地方内で通貨を流通させることで市場の消失を防ぎ、地方の雇用を守ることを目指している。これが現行の日本の地域通貨の主な型といえよう。広島県内でもこの代表的な二つの類型がある。それを取り上げながら、日本の地域通貨の現状と今後の課題について考えてみよう。

まず、府中町のefについてみよう。広島県安芸郡府中町は、人口は約50,000人で、マツダ本社がある産業の町である。府中町環境への取り組みには、行政だけでなく、日本独自の「町内会⁷⁾」という組織が深く関わっており、1945年以来の歴史をもつ府中町公衆衛生推進協議会⁸⁾が大きく関わってきた。2000年7月に「府中町環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、2001年3月には府中町環境基本計画を策定している。しかし環境問題といっても、大気汚染、森林破壊、河川や湖沼の水質汚染、ごみ問題など多岐にわたり、町内に抱える各種環境運動団体も活動の方向性にばらつきがあった。そこで、府中町の二酸化炭素排出源の5割以上が家庭から出ることに着目し、町民全員が考えるべき問題として地球温暖化問題に重点的に取り組むことにした。

2001年には市民の環境学習の場であるe-サロンが開始され、2002年には新たに脱温暖化市民協議会が設立された。これが中心となり、地球温暖

化対策に向けた実践活動を行い、その媒介としてエコマネー「FUTURE」を立ち上げた。2002年度は省エネトライアルを実施し、これに参加すれば1億「FUTURE」、また二酸化炭素削減率に応じて1億から4億までの「FUTURE」が与えられた。また、エコ・省エネ商品購入の推進を行い、不用品を持ち寄ってのリユース (reuse) 市と産地直送の旬の野菜市で、エコマネーを利用できるようにした。その結果、年間で省エネトライアル総参加世帯数は0.04%の927世帯 (町全体で約26,000世帯)、二酸化炭素削減量は2,100kgとなり、エコマネーは2,949億「FUTURE」が発行され、87%の2,553億「FUTURE」が回収された。2003年度には、昨年度の参加世帯数が少なかったことを踏まえて、エコマネーの浸透を図った。そして、町の小学校を5つに分けて小学校区ごとに、それぞれエコマネーの流通システムを考案し、各区域の特性を生かしたエコマネーを企画するようになった。公衆衛生推進協議会などのメンバーが65歳以上の高齢者がほとんどであることから、未来を担う子供達こそ、町のことを知り、環境問題に取り組んでいくべきとして、小学校区をベースにした活動を行うことにしたわけである。したがって、子供達にも分かりやすく、商店や町営バスなどにも利用できるようにと、それまでの単位を改め、50ef、100ef、500efに改編した。小学校区ごとの発行・回収メニューの他に、2004年9月からは新設された大型スーパー・ジャスコ広島府中店が、このエコマネー事業に参加することになった。このジャスコ広島府中店で、ラップ、シャンプー、リンス、ソープ、トイレットペーパーといった環境保全商品とエコマネーを交換できる。

こうした工夫があって2003年度は、発行量と回収量ともに2002年度より大幅に増加した。府中町は地域省エネルギービジョンとして太陽光発電の普及にエコマネーを利用することを計画するなど、今後も様々な地球温暖化対策に積極的に取り組もうとしている。

さて、府中町のエコマネー ef に懸念される点を述べることにしよう。そ

れは、イオン・グループの参加による問題である。同グループは全国規模の大型スーパーを展開しており、府中町の他、三重県や長崎県などでも、その地方の環境対策と地域通貨に深く関わってきた。その目的は、企業のイメージアップのためだといわれている。

ところで、地域通貨を媒介とするかどうかの違いはあれ、各家庭の二酸化炭素削減量に応じて当スーパーで販売する環境保全商品と交換する仕組みは、すでに述べた京都メカニズムの一つである排出権取引と深く関わっていることが容易に分かる。つまり、先進国企業間で二酸化炭素の排出権を、金融商品として取引できるメカニズムを活用して、規定枠を越えて生産活動をしたい企業に排出権を売るために、イオン・グループが、自治体住民が削減した二酸化炭素量を店の商品と引き替えに集めている、ということである。京都議定書の日本の削減目標6%がそのまま一般家庭にも割り当てられることになり、この新しい世界環境管理体制の構築に伴い、地方自治体住民がこの企業間の排出権取引網に編入されていくことを意味する。

この新しい金融商品が、同グループをはじめ、ヘッジファンドなどの超国籍銀行の富の新しい源泉となることは、間違いない。各地方自治体主導で建設中の巨大エコタウン・プロジェクトに伴い、自治体住民の負担が急増していることを合わせて勘案すれば、日本のなかでの貧富の格差構造がさらに開き、社会環境破壊に歯止めがかかるところか、むしろ、それを促すことになりかねない。総じていえば、府中町の住民が「共同体社会型」地域通貨を通して、循環型社会を構築しようとするこの試みは、世界規模で利潤極大化を図る超国籍銀行の思惑によって、地域通貨が排出権を確保するための商品券に転落してしまい、本来の目標達成が危ぶまれる恐れがある。やはり、東アジアの住民自治による排出権の所有が求められており、これを原資として、再生可能な自然エネルギーの開発に結びつける枠組みづくりが早急に必要であると思われる。

次は、蒲刈町の「藻塩（もしお）じゃ券」についてであるが、広島県安芸郡蒲刈町は、瀬戸内海の島嶼部に位置する人口約2,600人の町で、町を支えるのはみかんと藻塩⁹⁾という一次産業が全てである。そのため過疎化と高齢化が年々深刻になってきており、とりわけ2000年1月18日に本土（広島県川尻町）と島を結ぶ安芸灘大橋が開通してからは、人口の流出に加え、地元商店街では客数が減少し、住民同士の触れあいや支えあいの形も変わりつつある。そうした過疎高齢化による土地の荒廃が懸念されるだけでなく、瀬戸内沿岸の工場からの廃水や周辺の島々への産業廃棄物の埋め立てなどによる瀬戸内海の汚染の影響も免れ得ない。また、弱者を切り捨てる政策ともいえる市町村合併の波に吞まれ、2005年3月に呉市と合併され、今後一層町を取り巻く環境は悪化していくと思われる。このように、社会環境破壊と自然環境破壊が悪循環するこの小さい町で、2002年2月に地域通貨が立ち上げられた。

「藻塩じゃ券」は、厳しい現状にある町を活性化させるため、海外視察でカナダのイサカアワーについて学んだ町長によって提案され、商工会が中心となって立ち上げられた。2001年6月に地域通貨検討委員会が「藻塩ネットワーク」を発足し、地域通貨導入に向けた調査・研究を重ねた。その際、地域振興活性化事業として町と中国経済産業省から計210万円の援助を得ることができた。約1年かけて、地域通貨を導入している自治体の視察や講師を招いての勉強会、住民への説明会と意識調査、また体験イベントなどを実施し、2002年2月24日に立ち上げることができた。まず問題となったのは、商工会という経済的利潤を追求する営利団体が運営主体となることで、地域通貨をどう位置付けるか、ということであった。日本の地域通貨の多くは、NGO/NPOによって運営されており、主にボランティア活動を促進するためのモノやサービスの交換に利用されているのが普通であった。一方、蒲刈町では、島という閉鎖的な空間のなかで互いに助け合う基盤はもともと存在しており、過疎高齢化の影響でそうした支え

あいが難しくなってきたとはいえ、わざわざ地域通貨を使ってボランティア活動を促進する動機は都市ほど強くないはずであった。むしろ、本土と陸続きになったことで客足の激減した地元商店において、地域で生産したものを地域で消費することで地域を活性化し、過疎高齢化に歯止めをかける必要があったであろう。そのため、対象を会員などに限定せず、町民全員に広げ、島内に生活の基盤をおく主婦、子供、高齢者に分かりやすい地域通貨づくりを目指したわけである。

そこで、誕生したのが紙幣型地域通貨で、100円相当の100「藻塩じゃ券」であった。町や商工会が主催するイベントの手伝いや清掃といったボランティア活動に参加した人々に「藻塩じゃ券」を配布し、「藻塩ネットワーク」加盟店で利用できるようにした。30分の活動につき、100「藻塩じゃ券」が手に入り、店では消費税相当分を「藻塩じゃ券」で支払うことができる。2,000円の買い物につき、「藻塩じゃ券」1枚を使用できる。しかし、地元商店での日常の買い物で、一度に2,000円以上買うことは少なかったもので、50「藻塩じゃ券」をつくり、1,000円の買い物から使用できるようにした。

しかし、この商店での買い物に地域通貨を利用する取り組みは、店にとっては割引をすることになり、損をするばかりでメリットがないと、当初賛同する商店が集まらなかった。しかし立ち上げから3年経った現在、地域通貨を利用できる店では客足が増えるという効果がみられ、加盟店は当初の5店舗から39店舗まで増加した。また、「藻塩ネットワーク」が仲介し、個人間でのモノやサービスの交換も行おうとしている。しかしサービス提供者として登録している者は当初の16人からほとんど増えず、現在に至るまで数回しか取引が行われていないのが現状である。つまり、発行された「藻塩じゃ券」は、ほとんど買い物にしか使われていないといわざるを得ない。

ここで回収率をみると、2001年度に2,000枚発行の25%の回収、2001年度

に1,500枚発行の12%の回収、2003年度には1,800枚発行の46%の回収となっている。2003年度に大幅に回収率が上がったのは、商工会による特産品の開発が背景にある。2001年度には町と国から補助金が得られたが、2002年度には補助金もなく、他の地域通貨のように寄付を募ることもしないので、運営資金の調達に悩まされた。そこで、特産品の開発に取り組み、その売り上げを資金に当てることにした。この構想で経済産業省から、補助金を得ることになったので、地元で生産されたものを素材に、8つの特産品を開発した。その購入の一部に「藻塩じゃ券」を当てることができた。今後はより使いやすくするため、「県民の浜」（県内随一の美観をもつ砂浜に併設された食堂と温泉などの施設）などの町営施設での利用も検討している。

以上が「藻塩じゃ券」運用の概要であるが、いくつか問題点を指摘したい。まず2,600人の町民が対象とはいえ利用者のほとんどは主婦に限られている。つまり、1,000円以上の買い物にしか使えないということで、子供が利用しにくいのが指摘できる。町の活性化を目指すのであれば、前述した府中町のように、子供の環境教育に地域通貨を利用していくことも大事だと思われる。また、高齢化の進んだこの町で、ボランティア活動をする体力のある人しか地域通貨を使えないことも問題である。折鶴を折って地域通貨を入手した事例が一件あるが、個人間の取引がほとんどない現状では、これは偶発的な事例としか考えられない。

総括していえば、蒲刈町の住民が「生産者参加型」地域通貨を通して、特産品開発など町の経済活性化には役立っているが、町民全員の相互扶助といった「共同体社会型」地域通貨への取り組みはほとんど成功せず、今後の取り組みに委ねられていると見てよいであろう¹⁰⁾。

以上、広島県内の代表的な地域通貨について詳しくみたが、日本の地域通貨の特徴とその問題点がそのまま投影されている。日本の地域通貨の間

題点を四つにまとめておこう。

第一に、そもそも地域通貨というものが志すべき新しい経済体制への取り組みが抜け落ちしている点が挙げられる。日本の地域通貨のほとんどは、社会環境破壊の根底にある世界経済の仕組みに関してはほとんど手をふれず、むしろその経済の仕組みのもとで、コミュニティの社会的絆を復活したり、社会不安を緩和しようとしているのが、第一の限界である。

第二に、環境権を確保するための取り組みが不十分である、ということが挙げられる。環境権を取り戻すためには、「共同体社会型」地域通貨の試みと、再生可能な自然エネルギーの開発やその産業化を目指す「生産者参加型」地域通貨の試みを融合した取り組みが欠かせない。

第三に、行政主導が挙げられる。地域通貨とは、そもそも世界の大多数の貧しい人々自らが、ともに人間らしく生きられる新しい共同体構築のための取り組みといえる。したがって、地域通貨の運営主体が、中央政府や地方自治体といった行政であれば、誰のための地域通貨なのかが危ぶまれる。

第四に、第三と関わっているが、国境を越えて各地方を束ねる東アジア地域住民による住民自治権の確立という明確な目標設定が欠けていることが挙げられる。地域通貨が日本の市町村といった狭い一地方内のニーズに限定されては、再生可能な自然エネルギー技術の開発やその産業化が難しくなる。したがって、一地方や国境を越えてまたがる複数の地方自治体住民が、大学などの教育・研究機関、NGO/NPOなどの非営利団体を束ねて、地域通貨間の共通化を早急に構築しなければならない。

四つの課題を念頭におきながら、東アジアの各姉妹都市間を結ぶ東アジア地域通貨のあり方について、論を進めていきたい。まず、筆者が描いている理念型を紹介しよう。「東アジア地域通貨・オリエント」の具体的な運用にあたって、まず、東アジアNGO/NPOの各連絡会がその管轄内の姉妹自治体住民間で、共通の環境基本計画を盛り込んだ環境協定を結ぶこと

から始める。その上で、年中行事としての環境教育と環境保護・監視活動を協働で複数策定する。国境を跨った東アジア地域住民が使う通貨なので、インターネットや携帯電話上の電子マネー型とICT（情報通信技術）を利用したICカード型を結合した地域通貨の形が望ましいと思われる。もちろん、子どもや高齢者の使いやすさも考えて、通帳型も取り入れ、世代をまたがって運営できるようにすべきであろう。このような複数の形を融合した通貨を、姉妹自治体間で同時に発行する。地域通貨の発行原資は、姉妹都市住民が共同出資という形で集めるが、前述した住民所有の排出権の販売額を充てることも考えられる。この際、東アジア地域通貨の単位は、ボランティア活動に参加する人々の一回平均食事代を各国の為替レートで換算した額、すなわち、日本の300円と韓国の3,000ウォン（中国姉妹都市へと延長する場合は、物価安を勘案して20元の約1/5に相当する4元）にし、年間事業規模に合わせて地域通貨の総額を決めれば良い。また、トラブルなどの諸問題を解決するための協働の環境カウンセラー室を常設化する必要がある。さらに、市民講座、東アジア地域住民懇談会を定期的に開くとともに、会計監査や活動評価を含めた年次報告書を発行していく。そして、日韓中の姉妹自治体住民が主体となって始めたこの姉妹都市間の地域通貨を、次第に東アジアの全域、さらには全世界に向けて共通化を図っていくことが望ましい。

以上の理念型を具体化するために、2005年6月現在、日本全国の複数のNGOによって4回実施された「環境首都コンテスト」を検討しながら、東アジア循環型社会の構築にどう生かせるかを考えてみよう。

「日本の環境首都コンテスト」の経緯と仕組みを通して、日本の自治体の循環型社会への取り組みの現状と問題点をまとめることにする。「日本の環境首都コンテスト」は、環境先進国といわれるドイツのコンテストをモデルとしている。ドイツでは、環境NGO「ドイツ環境支援協会」が10年間「環境首都コンテスト」を実施しており、地方自治体の環境対策をより活

性化し、ドイツ社会のエコロジー化に大きな貢献をしたといわれている。ドイツで環境首都の一つに選ばれたフライブルク市は、いまや日本で最も有名なエコシティである。日本でも近年、環境自治体をめざす市区町村の動きが盛んに見られるようになってきたが、多くの地方自治体が具体的な政策づくり、市民とのパートナーシップのあり方に課題を抱えているのが現状である。そんな状況にある自治体に対し、環境首都コンテスト全国ネットワークが全国の各自治体の環境づくりを促進するために、「(持続可能な地域社会をつくる)日本の環境首都コンテスト」を実施している。

日本の環境首都コンテストの実施に至るまでの経緯を簡単にふれよう。NGO「環境市民」がドイツの事例研究とコンテスト項目を検討し、その上、複数のNGOで「環境首都コンテスト全国ネットワーク」を結成することになった。「環境首都コンテスト全国ネットワーク」は、深刻化する地球環境問題の解決のため、日本国内での循環型社会の実現に向けて、地方自治体とのパートナーシップを向上しようとする全国組織の環境NGO集合体のことである。コンテスト実施前の2000年秋には、ドイツの1998/99年度の環境首都ハム市、ドイツのコンテストを主催としたドイツ環境支援協会からゲストを招き、全国6カ所でセミナーを開いた。2001年春には、45自治体の協力を得てプレコンテストを実施した。コンテストと調査票についてのヒアリング調査、調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討などを重ね、2001年度に環境省の外郭団体である地球環境基金からの助成金を受けて実施に至った。2010年まで、環境首都コンテストを毎年実施する計画となっている。構成団体は、十勝場所と環境ラボラトリー、ふるさと環境市民、やまなしエコネットワーク、中部リサイクル運動市民の会、環境市民、環境市民・東海、未来の子、暮らしを見つめる会、環境ネットワークくまもと、プラス・エコ、長崎伝習所環境ネットワークながさき塾の計11団体である。目標は、日本の環境首都、フライブルクをつくることである。このような準備をへて、参加自治体を募り、2001年度の第1回のコンテス

トには93、第2回には115、第3回には市町村合併問題で全国の自治体がゆれる不安定な状況下で83、第4回には75の自治体が応募している。

第4回の実施分の15質問項目の内容とそれぞれの配点は以下の通りである。

①環境基本条例・ローカルアジェンダ21・環境基本計画（7設問、配点100点）、②EMSの構築（4設問、配点50点）、③住民とともにチェックする仕組み・情報公開（5設問、配点55点）、④率先行動・エコオフィス（9設問、配点60点）、⑤自治体間交流（4設問、配点40点）、⑥職員の資質・政策能力の向上と環境行政の総合化・予算（4設問、配点95点）、⑦市民のエンパワーメントとパートナーシップ（5設問、配点80点）、⑧環境学習（5設問、配点80点）、⑨自然環境の保全と回復（7設問、配点70点）、⑩健全な水環境（5設問、配点40点）、⑪風土を活かした景観形成と公園づくり（7設問、配点50点）、⑫エコロジカルな交通政策（選択式、3～5設問、配点55点）、⑬地球温暖化防止・エネルギー政策（9設問、配点75点）、⑭ごみの減量化（5設問、配点60点）、⑮環境に配慮した産業推進（選択式、3～4設問、配点60点）が、それである。

それでは、今までのコンテストから分かってきた¹¹⁾、日本の循環型社会への取り組みの現状と問題点について、自治体間交流、地球温暖化防止・エネルギー政策、環境に配慮した産業推進の三点に絞って論じることしよう。

まず、自治体間交流の現状と問題点である。現段階世界経済体制下での地球環境問題は、いうまでもなく、一つの地方や国レベルで完結するものではないので、国内外の自治体間交流が欠かせないはずである。つまり、国内外の地域住民主体の交流を進める上で、複数の地方自治体とパートナーシップ型組織をつくり、協働で東アジア循環型社会を構築していく必要がある。

自治体間交流の項目について、交流していると回答した自治体は半分を超えているが、交流の内容をみると、他自治体の先進事例の調査がほとんどである。共同プロジェクトを実施していると答えた自治体は少ないのが現状である。

海外自治体との交流に関しても同じ状況であるといえよう。交流内容も技術支援のための研修生の受け入れが主である。その他の共同プロジェクトに関していえば、例えば、松山市が、フライブルク市との間で相互駐在員派遣と勉強会を実施しており、市民団体の相互受け入れや見本市も実施している。水俣市はドイツと中国から水俣に招聘し、国内の参加者とともに水俣病と地球環境問題に関する国際ワークショップを定期的開催している。東アジア海の海洋汚染が進むなかで、水俣病の発生地であった水俣市が中国などの東アジア諸国と環境協力を進めることはとても良いことだと思う。

しかし、全体としては、国内外の自治体間の共同プロジェクトはあまり盛んでないのが問題といえよう。特に外国自治体との交流となると、1割未満である。日本の環境保全に関わる技術は豊富であるので、環境技術特許の無償利用などを積極的に進めなければならない。しかしそれどころか、技術支援のための研修生の受け入れさえ少ないのが現状である。現在の環境問題は地球規模の問題であるため、市町村などの境界線を引かず、多くの自治体が国内外を問わず、多くの共同プロジェクトを実施していくことが重要である。

次は、地球温暖化防止・エネルギー政策に関する取り組みについてである。東アジア循環型社会を構築していくための実践課題のなかで、一番重要な課題というのが、地方と地域レベルでの地球温暖化防止と再生可能な自然エネルギーの共同開発や共同利用の取り組みといえる。地球温暖化防止のためには、現在の大量消費型のエネルギー消費の経済構造を改めることが不可欠であり、そのためにはエネルギーの有効活用を進め、化石燃料

の使用量を削減するとともに、再生可能な自然エネルギーの共同開発や利用を図っていく必要がある。エネルギーに関する政策は、これまでは国の政策と考えられてきたが、省エネルギー、再生可能なエネルギー、新エネルギー技術の確立を、国境を越えて各地方を束ねる地域住民が、地域の特徴を生かしながら進めるのが重要となってきた。つまり、姉妹自治体住民が主体となって、東アジア全域で再生可能なエネルギーの比率を増やしていくことが求められている。

調査結果では、半数以上の自治体が二酸化炭素排出量の削減目標を設定している。二酸化炭素排出量の把握については、 $\frac{2}{3}$ 以上の自治体が把握していると回答している。しかし、そのほとんどが自治体の一部の事業者から排出された二酸化炭素量を把握しているに留まっており、自治体全域の二酸化炭素排出量を把握しているのはわずかしかなかった。

$\frac{1}{5}$ 位の自治体が省エネルギー・省資源のための行動計画を何らかの形で策定しているが、そのうち実施しているのはほんのわずかの自治体しかない。新エネルギー導入のための行動計画書の策定についてもほぼ同じ状況といえる。また、地域内の特性を考慮した再生可能なエネルギーを活用し、自治体で必要なエネルギーを当該地方で確保する、といったエネルギー自立を目指す自治体は少なく、実績も計画もない自治体が8割を超えている。

このように、省エネルギーや新エネルギー政策を問わず、計画書の策定すらないという自治体が大半を占めている。二酸化炭素の削減目標を設定することはもちろん大切であるが、まずは、自治体全域の排出量を的確に把握することが先決であるといえよう。全体として、再生可能な自然エネルギーの開発や利用は非常に消極的であることが分かった。

そして、環境に配慮した産業推進の現状と課題についてみよう。まず、農業については、半分ぐらいの自治体が環境保全型農業の計画を策定していた。その計画実施の結果、環境保全型農業の作付面積が増加したと答え

たのが約半数の自治体であった。その中身で最も多いのが農業者に対する技術指導や支援であり、次が堆肥化センターの設置となっている。地域農産物の共同利用や販売促進については、ほとんどの自治体が行っている。多いのは学校給食での利用と朝市の開催であった。このように、環境保全型農業の促進と地産地消などの当該地方の循環システム構築は比較的積極的に進められている。過疎高齢化などの問題を含め、地方の産業活性化にとって良いことだと思われる。

工業については、環境に配慮した工業を促進するための総合計画をもっている自治体は無いに等しいのが現状であった。ただし、環境に配慮した施策への取り組みは半数以上が行っていると答えている。その中身として多いのが、環境新技術や新製品の研究開発費に対する助成や融資、工場施設を環境配慮型に改善するための助成や融資となっている。

農・工を問わず同じくいえるのは、当該地方という狭い市場向けで、製品を開発・生産・流通する取り組みが圧倒的に多く、今後、東アジア地域を対象とした製品づくりが課題といえよう。東アジア循環型社会の構築に向けて、再生可能な自然エネルギーのET開発とその産業化を積極的に推進していかなければならない。

以上の検討から、日本の地方自治体循環型社会への取り組みについて、以下の三つの問題点をまとめておく。

第一に、循環型社会構築の前提条件となるボランタリー経済化への取り組みと、再生可能な自然エネルギーの共同開発と共同利用への取り組みがバラバラになって進められている点である。繰り返しになるが、世界の貧しい大多数の人々が自らの環境権を確保するためには、この二つの取り組みは、環境基本条例や環境基本計画の策定段階から融合した形で同時に取り組まなければならない。

第二に、中央行政からの資金援助が呼び水となって、地方自治体の行政が主導となっている点である。このように、主体が欠如したままで、地方

自治体が中央政府の財政に大きく依存することによって、日本の各自治体の取り組みが互いに分断されていて、また、全国画一的な取り組みになっているわけが理解できる。

第三に、当該地方自治体内に限定された取り組みになっている点である。複数の地方自治体が協働で取り組むケースが少なく、とりわけ、海外自治体との交流に非常に消極的となっている点が問題といえよう。これは、第一の新しい経済・環境共同体構築の認識が欠如していることに起因すると考えられる。

このような日本の地方自治体の限界をのりこえるためには、どのような取り組みが必要であろうか。まずは、韓国地方自治体とともに、東アジア循環型社会を構築するためには、どのような取り組みが考えられるのか。筆者は、「日韓環境姉妹都市コンテスト」の実施に、その答えがあると考え、2010年「(持続可能な地域社会をつくる)日本の環境首都コンテスト」が終る翌年である2011年度から10年間の実施を目指したいと思っている。今後、①日韓環境NGOネットワークによる事例研究、②日韓環境NGOネットワークによる項目の検討、③日韓環境姉妹都市コンテスト・ネットワークの結成、④コンテストの調査票づくり、⑤プレコンテストの実施、⑥コンテスト・調査票についてのヒアリング、⑦調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討の順で計画・準備していく予定である。

最初は、日韓NGO/NPO連絡会が中心となって、各日韓姉妹都市間での日韓環境NGOネットワークを結成することを支援することから始める。この環境NGOネットワークが中心となって、それぞれの「東アジア地域通貨」を創設し、東アジア人環境共同体構築に向けてのリージョナルアジェンダ21を作成していく。また同時に、国境を越えて各地方をまたがる東アジア循環型社会構築に向けて、姉妹都市内の姉妹大学が再生可能な自然エネルギーを開発し、無償で共同利用できるような取り組みを具体化してい

く。これによってはじめて、複数の姉妹都市間の地域住民が参加する「日韓環境姉妹都市コンテスト」が実施することができる。2020年までの10年間を目途にしてコンテストを続けるが、日韓環境姉妹都市を増やししながら、同時に日韓環境共同体を実現していくことが、このコンテストの目標といえよう。

以上、真の世界平和の構築のために、新しい東アジア歴史共同体をどうつくるかについて、新しい経済の仕組みと環境への取り組みを中心に、B群の第5・6課題を合わせて検討してきた。新しい経済の仕組みとして、「東アジア地域通貨」を介した東アジアのボランタリー経済圏を構築する必要性と、新しい環境への取り組みとして、「日韓環境姉妹都市コンテスト」を介した日韓環境協力体制を実現する必要性を、両方を結合させながら検討した。

東アジアの社会環境と自然環境破壊の悪循環を断ち切って、東アジア人経済・環境共同体を構築するために、もう一度Ⅲ節で述べたB群の課題を再確認しておくことにしよう。

第5課題は、東アジアにおける富の独占と飢餓・貧困の蔓延に伴う貧富格差の拡大を断ち切るために、ドルや円といった世界の法定通貨を使わず、「東アジア地域通貨」を媒介としたボランタリー経済圏を拡大しようとする取り組みである。草の根の東アジア人歴史共同体を構築していく上で先決課題といえよう。

第6課題は、再生可能な自然エネルギーの共同開発・利用の枠組みを構築していくとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄によって、世界一的最終埋立地と化した東アジア海を護るための枠組みづくりである。つまり、東アジア海を公共財とする私達東アジア人が環境権を取り戻すために、協働で東アジア循環型社会を構築しようとする実践課題といえよう。世界大多数の貧しい人々が自らの環境権を取り戻すために、国境をまたが

る各地域を単位とした新しい地域経済の仕組みと地域住民自治の確立を通して、各地域で草の根の経済・環境共同体を同時に構築しようとする取り組みといえるのであろう。

ところで、このような東アジア人経済・環境共同体を実現するためには、東アジア人文化共同体構築の取り組みを避けて通れない。つまり、B群の第7課題が緊急かつ重要であるといえよう。ここでいう東アジア人文化共同体構築の目標は、グローバル・ヒューマニストとしての新しい東アジア人、すなわち、「超国籍人」の形成にある。東アジアの地域住民が、真の世界平和を構築するための主体であることに目覚め、国境を越えた連帯を強めながら住民自治を確立していくことが、この第7課題の核心といえよう。

V 草の根の東アジア人文化共同体構築のための課題

前節で論じた東アジア人経済・環境共同体を構築しながら、新しい東アジア人歴史共同体を実現していくためには、グローバル・ヒューマニストとしての新しい東アジア人の形成、すなわち、「超国籍人」の養成に取り組まなければならない。以下では、第7課題、とりわけ、青少年の「超国籍人」教育について考察することにしよう。

筆者は、青少年の「超国籍人」教育の中身として、次の三つが重要だと考えている。

まず、第一に、現段階の民族や国家ナショナリズムの高揚によって、東アジアの貧しい人々同士をむやみに対立させる昨今の「反平和」的現状を打開するプログラムが欠かせない。その上で、東アジアの貧しい人々、とりわけ、次世代を担う青少年が、東アジアの同じ地域住民として、現在と近未来の共通問題を協働で解決しようとする共通目標が芽生えるようなプログラムでなければならない。

第二に、上記の東アジア人経済・環境共同体の構築と融合したプログラムとして、国境を越えた相互扶助のボランティア活動と東アジア循環型社会を目指す環境教育のプログラムが必要である。これを通して、国籍や国境を跨った「超国籍人」としての「新しい東アジア人」を養成することがとても重要である。

第三に、一同に集まって互いの悩みや成果を報告したり、議論したりする共同祭など、草の根の東アジアの地域住民と青少年同士が連帯を強めるためのプログラムも欠かせないといえよう。

このような三種類のプログラムを通して、新しい東アジア人文化共同体が構築できると考えられる。この新しい文化共同体の構築は、東アジア人経済・環境共同体の構築と併せて、21世紀の草の根の東アジア人歴史共同体を構築する上で、絶対欠かせない緊急かつ重要な課題といえよう。

それでは、新しい東アジア歴史共同体構築を担う主体を育てる「超国籍人」教育について、上記の三種類のプログラムの例を具体的に上げることしよう。

第一のプログラムとして、東アジア各国における民族や国家ナショナリズムの暴走、さらには、地方自治体や個人のエゴの蔓延に対して、あらゆる面で、非暴力的に取り組むのが急務である。なぜなら、これらの競争や差別によって、私達東アジア人の一体感が脅かされるからである。まず、近未来のグローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスに立ち向かう「敬天・敬人・敬物」のグローバル・ヒューマニストを育てるためには、東アジア人の過去・現在・未来に関する共通歴史認識をもつことが必要である。また、そのための共通の東アジア歴史教科書が欠かせない。その試みの一つが、2005年4月、日本の広島市と韓国の姉妹都市大邱市の中学と高校の教師11名が日韓両国でほぼ同時に刊行した、日韓共通歴史教材『朝鮮通信使：豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』である。周知のように、2001年6月、「新しい歴史教科書をつくる会」が、中学社会・歴史

的分野での教科書を扶桑社から出版し、文部科学省がこれを検定に合格させた。これに対し、2001年6月に、広教組と韓国全教組大邱支部が、日韓姉妹都市の地域住民を視座に据えた共通教材づくりをスタートした。今後、さらに、日韓の近現代史を対象とした教材づくりも予定している。

第二のプログラムとして、21世紀の東アジア人歴史共同体の住民としての生き方や自己目標を堅実なものにするためには、東アジア地域住民が一同に参加する、経済・環境共同体構築のための教育プログラムが数多く企画・実施されなければならない。そのためには、私達東アジア地域住民が、国内だけの社会環境や自然環境問題に目を奪われず、国境をまたがる経済や環境問題に意識的に取り組まなければならない。また、次世代を担う若い世代のボランティア活動や野外環境教育を東アジア地域の様々な現場で行う必要がある。その取り組みの良い例が、2005年8月に、日本北九州市の曾根干潟、韓国郡山市のセマングム干拓地、そして、中国大連市の干潟を回りながら、三か国の子どもが国境を越えて生きる渡り鳥の生態を調査する「東アジア干潟の学校」が、はじめて中国を入れて開かれたことである。これは、東アジアの干潟の大切さを絶滅危機に瀕した全長31cmのズグロカモメを通して、体験学習ができるように、2003年から北九州市の小中高の教師を中心とした「日韓子ども干潟交流実行委員会」が、企画したものである。この取り組みは東アジア人文化共同体を担う「新しい東アジア人」を養成する上で、とても大切なプログラムといえよう。

第三のプログラムとしては、東アジア人が協働でつくって一同に楽しめる「東アジア人大同祭」を毎年定期的に開催することが必要である。とりわけ、2千年前の紀元前後の東アジアで、つまり、帝国や民族国家の形成によって東アジア人がバラバラになる前に、大多数の草の根の東アジア人が共有した稲作文化を生かすことはとても良い考えといえよう。具体的に言えば、ズグロカモメのように、国境をまたがる生活圏で共に生きる私達

東アジア人が、国籍、世代、個人間の様々な格差をのり越え、藁を編むように相互信頼の土台を築く「大綱引き祭り」がある。これは、東アジア人共通の伝統祭りを各地方の姉妹都市間で復活することで、新しい東アジア人文化共同体、ひいては東アジア人歴史共同体を構築する上で、心の拠り所や活力の源になると考えられる。実際に、2005年10月に、日本広島市の修道大学と韓国の姉妹都市大邱市の姉妹大学・啓明大学が共同で主催し、戦後日本で初めて韓国式大綱引き大会を開いた。広島修道大学の学生が5月に田植えに参加し、9月には脱穀作業を手伝うことで、4トンの藁づくりに半年前から関わってきた。韓国慶尚南道靈山の韓国伝統文化保存会から金淙坤会長をはじめ指導者8名が広島を訪れた。その指導のもとで、啓明大学学生40名と修道大学学生30名が4日間で、直径50センチ、長さ35メートルの雌綱と雄綱を二本つくった。そして、10月16日に広島市中央公園で開催された国際交流フェスティバル「広島ペアセロベ（“Peace Love”のスペイン語読み）」で、全長70メートルの綱引きが実現した。当日は啓明大学サムルノリ部の学生20名がパレードに参加して、伝統的な韓国の祭りの雰囲気をもりあげた。そして、多くの日韓地域住民が一同に参加して、2回の綱引きが行われた。今後、このような日韓大同祭は東アジア人文化共同体構築のための一つのモデルになると思われる。

ここで、もう一度強調しておきたいことがある。グローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスが同時進行する現段階のグローバル諸問題を解決し、真の世界平和を構築するためには、東アジア人歴史共同体、すなわち、東アジア人経済・環境・文化共同体の構築を、バラバラに進めるのではなく、三つの共同体づくりを融合した形で同時に取り組まなければならない、ということである。上記の三種類のプログラムを総合的に組み入れた東アジア人文化共同体を実践することが重要である。これは、現段階と近未来の世界経済体制に対抗して世界平和を構築するための「第一歩」といえよう。

このような草の根の東アジア人文化共同体の構築に向けて、その担い手になる「超国籍人」を形成・確立する上で避けて通れないのが、国境を越えて生きる少数民族の生き方と近未来の自己目標を如何に形成するかという課題である¹²⁾。

以下では、このような少数民族をめぐる東アジア地域住民のコンセンサスを形成する上で欠かせない、在日韓国・朝鮮人（以下、在日と称す）青少年の教育の現状と課題に論点をしぼる。そして、在日青少年を中心として、東アジア人の新しい歴史共同体構築のための実践課題を析出していくことにする。在日3・4世が中心となる在日青少年の「脱国籍化」、ひいては、「無国籍化」傾向に対して、在日1・2世と異なる新しい生き方や近未来の自己目標は何であり、どのようにしてそれを育てていくかを、具体的に考えていきたい。

前述したように、現段階のグローバル社会は、情報革命に伴う文明の利便性の増大という「光」の面と、貧富の格差や人間性の喪失、地球環境の破壊、大量虐殺戦争の多発という「陰」の面が同時に進行している、まさにコイン表裏の両面に例えられる。さらに、青少年の生きる力の喪失、学校崩壊の危機、不登校生徒の急増、青少年犯罪の増加と暴力の凶悪化など、世界の青少年に共通してみられるこれらの諸問題は、弱肉強食の世界経済体制の確立過程で必然的に生まれたものにほかならない。

今、世界の青少年は、反グローバル・ヒューマニズムに走る現段階世界経済の仕組みのなかで、益々人間味を喪失する既成世代との「和解」を求めて、学校や町で「叫び」の抗議を続けている。在日青少年も、在日、韓国、北朝鮮の既成世代との和解はもちろん、日本人々との和解を切実に求めている。近年、日本人への帰化という「沈黙」の抗議が増加している。現に、多くの在日青少年が国や民族のナショナリティを放棄し、自らの生き方と自己目標の社会的なコンセンサスを見いだせないまま「無国籍人」になりつつある。

このような在日青少年が抱える諸問題の解決を、競争力や学力向上指向に傾斜する国や地方自治体の教育・文化政策に委ねてはいけなないと、私は考えている。在日青少年が、グローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスに立ち向かう新しい歴史共同体の一員として生まれ変われるように、筆者も含めて東アジアの全地域住民が責任をもって取り組んでいかなければならない。

周知のように、戦時中、国民国家間の覇権争いに強制的に動員され、生存権と生命権を奪われ、その利用価値がなくなった戦後においては、国民国家の立て直しに走る日本と祖国の両方から、民族的に「劣った存在」として、在日の人々は差別を受けてきた。そして、愛国心を強調する昨今の日本、韓国、北朝鮮の教育・文化政策に追われる形で、在日青少年は、21世紀を生きるための新しいよりどころを探せるどころか、今まで自分を育ててきたアイデンティティさえ自ら放棄しているのである。この在日青少年の「脱国籍・民族化」傾向というのは、無限競争の世界で生き残るための苦渋の選択といえよう。この流れを変えるためには、何が求められるのか。

まず、日本政府が日本帝国の朝鮮植民地支配やアジア太平洋侵略戦争という歴史を清算するための取り組みが必要である。これは、日本の過去の清算のみならず、東アジアの「反平和」的状況を克服して、ヒューマニズムに基づいた新しい東アジア歴史共同体を構築するために欠かせない課題といえる。なぜなら、歴史の清算問題は、過去の被害者に対する和解のみならず、現在と近未来の世代である在日青少年に対する和解も含まれているからである。

ここで、日本政府が在日の過去・現在・未来世代に対して、今までどのような姿勢をとってきたかをふりかえってみよう。

1965年の日韓国交正常化交渉の過程をみると、歴史の清算問題が軽視または無視されており、補償問題は経済協力問題にすり替えられていたこと

が分かる。1978年の日中平和友好条約の調印による日中国交正常化段階になって、ようやく日本政府の歴史への反省が公式に表明された。しかし、中国政府が賠償請求権を放棄したため、在日の人々に対する賠償と補償の問題は取りあげられることがなかった。

植民地支配によって被害を被った人々に対する補償問題が表面化したのは1980年代に入ってからである。この時から歴史の清算問題への関心が高まっており、21世紀に入って、日朝国交正常化交渉の場において、再び日本政府の歴史の清算問題が表面化することになった。2002年9月の日本政府の小泉純一郎首相と北朝鮮の金正日総書記の間で日朝共同宣言が採択されたことにより、歴史の清算問題は軌道にのるかと思われた。しかし、その直後の日本人拉致問題や北朝鮮の核兵器開発疑惑の影に隠され、合意した協議内容は棚あげされた。その後も迷走を続けていた日朝国交正常化交渉は、2003年のイラク戦争勃発により完全に頓挫したといえよう。

日朝共同宣言、いわゆる平壤宣言では、過去の歴史の清算を経済協力方式によって解決しようとしており、財産および請求権を相互に放棄することになっている。これは1965年の日韓基本条約と全く同じ方式といえよう。周知のように、日韓基本条約によって解決したとされた補償問題は、その後、被害者自身の告発や資料の調査・発掘によって改めて提起され、多くの訴訟が起こされてきた。1991年12月に元従軍慰安婦の金学順氏が東京裁判所に個人補償を求める訴訟を提起した。慰安婦の存在は日本帝国の軍や政府とは無関係である、としてきた政府見解が、慰安婦の徴集や管理に軍と政府が関与していた資料が発見され、関与を認めざるを得なくなった。その後日本政府は元従軍慰安婦の人々に対する「償い金」を提供するとともに、「女性のためのアジア平和国民基金」を設けた。他にも日本政府は1990年代を通して、日韓で歴史の共同調査や共同研究を行うなど、新たな措置を採らざるを得なかった。

日本政府は損害と苦痛を与えた事実を解明し、被害者に対する直接の補

償を早急に実行すべきである。また、従軍慰安婦、強制連行被害者、長崎と広島朝鮮人原爆被害者、独立運動弾圧による被害者に対する包括的な基金を日本・韓国・北朝鮮政府が共同で設けて、大学などの教育・研究機関、NGO/NPOをはじめとする東アジアの各地方自治体住民が主体となって、事実の解明や公表、賠償や補償の実施案をまとめる必要がある。植民地支配と侵略戦争によって被害を受けた人々の傷を癒すことは、日本帝国の敗戦から60年も経過した今だからこそ、日本政府は韓国や北朝鮮政府と協力して、早急にその解決に向けて取り組まなければならない。要するに、北朝鮮の国家体制への援助という性格が濃厚である経済協力方式ではなく、真っ先にこの被害者補償問題を解決していくことが真の和解構築のためには必要不可欠であるといえよう。

また、平壤宣言で取りあげられた在日の法的地位に関する解決も、植民地支配の清算のための重要な課題である。在日青少年は、日本帝国の植民地支配によって日本に在住するようになった人々とその子孫であることを、この法的地位を考える際に明確に認識しておかななければならない。在日の存在と植民地支配との関係は疑う余地がない。確かに、在日の存在を全て強制連行に結びつけることはできない。しかし、朝鮮半島の人々が日本に渡航することになったのは、日本帝国の植民地支配によって朝鮮の富の一極集中化が進み、朝鮮半島の人々がつくりだした富が帝国本国に流出するなど、経済の支配—従属関係が確立していたからに他ならぬ。つまり、日本帝国の植民地支配そのものが、朝鮮から大量の人々が日本に定住する結果を招いたことを忘れてはならない。したがって、当時の在日個人々人が自発的に日本に渡航したか、強制的に連行されたかを論じること自体が、歴史認識に欠けているといわざるを得ない。

日本政府が在日に対して取ってきた差別政策を改めるためにも、私達東アジア地域住民が現在棚あげされている在日の法的地位問題、とりわけ参政権問題に真剣に取り組む必要がある。筆者は、その順序として、地方選

挙権などの地方自治体の参政権確保に、まず力点をおくべきだと考えている。その理由は、日本国政への参政権確保は国籍条項という大きな壁が立ちだかっているからである。また、新しい市場国家への体制転換を加速するために国民負担分を一層強要していかなければならない、という日本政府の今後の行動様式を考えれば、民族や国家ナショナリズムの壁が国会の場で一層高まることは容易に予想できる。したがって、日本政府の国家ナショナリズムを真正面から取り上げるのではなく、今後中央集権の国家権力が地方自治体へと委譲されていくなかで、地方自治体での在日の参政権を確保することが急務といえよう。

以上のように、東アジア地域住民による在日の被害者補償を通した歴史の清算と、地方自治体の一員としての法的地位の獲得ができてこそ、はじめて在日青少年が、東アジアの新しい歴史共同体構築に積極的に参加することができる、と筆者は確信する。今後、教育・研究機関、NGO/NPOをはじめとする地方自治体住民が主体となって、各国政府間協議の場で置き去りにされている歴史の清算と近未来の世代との和解に、積極的に取り組んでいかなければならない。

さて、戦後の東アジアにおける国民国家体制の下で、在日1・2世の生き方と自己目標の形成に寄与してきた民族教育は、今後、在日青少年が東アジアの新しい歴史共同体構築の主役となっていくためにも十分な教育といえるか。結論からいうと、不十分といわざるを得ない。今後、在日青少年が単に「脱国籍人」、「無国籍人」に流されないで、迫りくる世界「反平和」的状况に立ち向かう「超国籍人」に生まれ変わるために、私達東アジアの地域住民が彼らとともに取り組むべき課題は何であるか。東アジア人文化共同体構築に向けた三種類のプログラムに沿って考えることにしよう。

第一に、在日青少年の歴史教育の現状と課題について考えよう。

在日青少年のための民族教育は、民団（在日本大韓国民団）、総連（在日本朝鮮人総連合会）、日本の公教育の現場（民族学級や民族クラブという形態）で実践されている。ところが、日韓条約締結以来の日本政府は、とりわけ総連系の在日朝鮮人に対して厳しい扱いを続けてきた。在日在留資格の面のみならず、民族学校の認定、国立大学への受験資格、寄付金の損金処理など、様々な面において差別的な扱いをしてきた。

在日青少年の歴史教育を含めた民族教育を担ってきた両軸として、民団系と総連系の民族学校が挙げられる。まず、民団系では、大阪の金剛学園と白頭学園（建国学院）、東京の韓国学校、京都の国際学園が代表的である。東京の韓国学校を除いた3校は日本政府の学校教育法1条が適用され、正規学校として認可されている。1950年に設立された金剛学園の場合、校長をはじめ、3人の教師が韓国政府から派遣されており、韓国国内と同じく、「国旗」の掲揚と「愛国歌」の斉唱が義務づけられている。歴史教科書は韓国から直接送られたものを使っている。このことから、祖国の「国民化」教育そのものが民族教育として行われていることが容易に分かる。生徒の80%が韓国国籍であり、残りの20%が帰化による日本国籍となっている。

総連系の朝鮮学校は120の小・中学校と12の高等学校、大学1校があり、約1万3千人の生徒が学んでいる。教育目標は、「朝鮮人であることに誇りをもつ人材の育成」を目指しており、民族教育の柱である朝鮮語、朝鮮史、朝鮮地理をすべて母国語で学習している。北朝鮮とは異なる在日独自の歴史教科書をつくっているが、北朝鮮の国家ナショナリズムに基づいた歴史教育に重点をおいている点ではそれほど変わっていない。要するに、民団系民族学校と同じく、祖国を理想的な民族教育の模範としている。1945年に設立された広島の小・中学校と高等学校の場合、生徒の約80%が北朝鮮籍であり、残りの20%ほどが韓国国籍となっている。帰化によって日本国

籍をもった生徒はほとんど通っていないのが現状である。しかも、ここで学ぶ生徒は北朝鮮籍の児童の10%にも満たず、年々減少傾向にある。2003年度の広島朝鮮学校の小学校1年生は13名となっている。やはり、民団系の民族学校と同じく、生徒の確保が悩みの種となっている。その背景には、進む少子化に加えて、毎年1万人規模の帰化者の増加傾向が横たわっている。特に、生徒数の面で圧倒的に多い総連系民族学校の方が民団系民族学校より減少幅が大きいのことは、今後民族学校全体の存立自体が危ぶまれていることなる。さらに、総連系民族学校の場合、日本政府の学校教育法第1条が適用されていないため、民間企業や社会団体からの寄付金の損金処理ができない。また、地方自治体からの教育補助などでも不利益を被っている。こういった事情から授業料が割高となっている。さらに、多くの国立大学への受験資格が容易に認められていないため、生徒が日本に定住する上で大変不利な状況である。

日本の戦後高度成長期の後に生まれ、日本社会の影響を直接受けながら在日社会を受け継いできた在日青少年に対して、祖国の「国民化」教育のままの民族教育が、21世紀を生きる在日青少年の自律した自己目標の確立をかえって妨げたのではないかと、筆者はみている。今後もその教育方針を安易に続ければ、新しい東アジア歴史共同体の一員としての生き方と自己目標は芽生えられなくなり、結局は、在日青少年の「脱国籍化」、「無国籍化」の流れを止めるどころか、一層増大させるのではないだろうか。今後、両民族学校が、日本における差別から生徒を守るために続けてきた、いわゆる日本社会からの「隔離」教育を如何に変えていくかが課題となる。

また、日本の公教育の一部が校内で取り組んできた民族学級の閉鎖性をどう克服するかも重要な課題といえる。さらに、その民族教育が、担当教師によって教育成果にバラつきが生じたりする問題を解消し、在日生徒と日本人生徒が新しい東アジア人としてともに生きる取り組みを模索するなど、民族教育のあり方を再検討していかなければならない。

次は、在日青少年の「超国籍人」教育を具体化するため、残された第二・第三のプログラムを如何に実践するかについて簡単にまとめよう。

第二のプログラムは、世界経済・環境管理体制の構築に立ち向かって、私達東アジアの地域住民が協働で取り組むべき実践課題である。東アジア人の貧富格差の拡大、飢餓や貧困の蔓延に対して、「東アジア地域通貨」を用いたボランティア経済化という新しい経済の仕組みを構築する上で、在日青少年の参加が絶対欠かせない。また同時に、生活・産業廃棄物の海洋投棄から東アジア海を護るための取り組みと、環境に優しい自然エネルギーの開発と利用の取り組みに積極的に参加する必要がある。このような新しい経済・環境への取り組みを、在日青少年が中心となり、姉妹自治体関係にある日本、韓国、北朝鮮の青少年とともに、まず教育の現場から始めるのが何より大切である。

要するに、在日民団系・総連系の民族学校と民族学級をもつ日本の学校が、まず姉妹校を締結し、さらに、その輪を韓国と北朝鮮の姉妹中学校・高校・大学にまで広げて、協働で共通目標を策定する。その上で、東アジア海の海洋環境保全・調査・監視活動などのボランティア活動をアジェンダに盛り込んで、共通の地域通貨を発行して共同で運用する。また、この在日青少年の取り組みに、NGO/NPOをはじめとする地方自治体住民が積極的に参加して、東アジア人の、東アジア人による、東アジア人のための草の根の文化共同体、ひいては、21世紀の新しい歴史共同体を築いていくことがとても大事である。

第三のプログラムは「東アジア人大同祭」のことであるが、在日青少年をはじめとする東アジアの青少年、そして、東アジア地域住民が一同に参加する祭りを毎年恒例化することが必要である。とりわけ平和・教育都市広島で東アジア人の古代稲作文化を復活させた「大綱引き祭り」に、東アジア青少年が積極的に参加して、今後も継続的に開催することが肝要である。そして、日韓の多くの姉妹自治体間で開かれるように、在日民団系・

総連系の民族学校と民族学級をもつ日本の学校と、その姉妹提携にある韓国の学校、日韓のNGO/NPOが中心となって、「日韓大綱引き祭り」を広げていくことが大切である。

以上のような新しい東アジア人文化共同体構築への試みは、今後、在日青少年を含む東アジアの青少年が藁を編むように、国や民族や世代を超え、近未来の東アジアの困難な共通課題、ひいては世界の「反平和」的状況を打開する上で非常に大切であると思う。筆者は、およそ2000年前の東アジア人共通の祭りが、2005年に広島で復活したことは、歴史的な出来事であると確信している。今後、東アジア青少年の「超国籍人」教育の一環として、様々な「東アジア人大同祭」が開かれることを期待する。

VI おわりに

以上、グローバル・キャピタリズムの完成と世界帝国の確立という近未来の世界経済体制の構築過程下で、真の世界平和を築くために、今、なぜ、東アジア人の新しい歴史共同体が必要かを論じながら、具体的な取り組みを提案してきた。

まずは、現段階世界経済体制の到達点を捉えながら、世界大多数の貧しい人々が環境権を剥奪される世界「反平和」的状況が加速する連鎖メカニズムを明らかにした。その上で、それを断ち切るために、私達人類、とりわけ東アジア人が何をすべきかを明らかにした。つまり、草の根の東アジア人歴史共同体の実現に向けて、グローバル・ヒューマニズムに立った新しい経済・環境共同体を構築する必要があり、その一軸が、「東アジア地域通貨」を介した東アジア人経済共同体の構築、そして、もう一つの軸が、国境をまたがる再生可能な自然エネルギーの技術開発と産業化を媒介とした東アジア人環境共同体の構築であることを訴えた。そして、そのためには、国家や民族ナショナリズムに囚われない「超国籍人」教育が欠かせないことを強調した。そのなかで、在日青少年の「超国籍人」教育のあり方

に焦点をしばって、新しい東アジア人文化共同体構築の課題を具体的に提示した。その一環として、2005年の日韓地域住民の取り組みを紹介し、その意義と今後の方向性について検討した。

近年になって、様々な東アジア共同体構想が活発に議論されるようになった。その背景には、産業の情報化とグローバル証券化の加速に伴う東アジア地域社会における危機意識が横たわっていると思われる。例えば、家族愛や人間性の復元を求めた純愛物語中心の韓国ドラマのブーム、就職難からくる第二外国語としての韓国語学習のブーム、生き残りをかけた大学改革の延長線としての日韓国際交流のブーム、国益に走る国家や民族ナショナリズムの暴走と止揚をめぐる攻防、東アジアの新たな安全保障体制をめぐる攻防、新しい共同市場創出のための経済管理体制構築をめぐる攻防、越境する環境破壊問題に対処するための新しい環境共同体構築をめぐる攻防が挙げられる。

筆者は、東アジアの地域住民が共通に直面しているこのような諸問題を、協働で解決できる新しい歴史共同体が必要であることを訴えながら、東アジア地域住民である私達日韓の人々がまず、各地方を、国境を越えて束ねると同時に、世界に開かれた新しい経済・環境・文化共同体を構築することを具体的に提示した。本稿を通して、姉妹関係にある東アジアの各地方自治体住民が、国を単位とした従来の固定的な地域範囲に囚われない実践的な取り組みへのヒントを見つければ、何より幸いである。

- 1) 重層化概念については、拙稿 (1997.2)「半導体産業の国際的重層構造」、大阪経済法科大学 アジア研究所『東アジア研究』第15号、pp. 3-36、を参照されたい。
- 2) 詳しくは、拙稿 (2000.6)「グローバル化する経済と国民国家の行方」、富岡庄一・浅野敏久・於保幸正・開發一郎・小島基・水羽信男 (共編)『21世紀の教養 2: 異文化 I・BUNKA』、pp.191-198、培風館を参照されたい。
- 3) I. Wallerstein『近代世界システム I・II』(川北稔訳)、岩波書店、1981年。
- 4) 詳しくは、拙稿 (2004.4)「世界経済体制の過去・現在・未来」、朝倉尚・布川弘・坂田桐子・西村雄郎・安野正明 (共編) 李東碩他共著、『21世紀の教養 4: 制度と生活世界』、pp.191-209、培風館、2004年4月を参照されたい。
- 5) 彼は1825年から1828年にかけて「共同体社会型」の労働貨幣の実験を行っている。

- アメリカのインディアナ州にニュー・ハーモニーという名で協同社会を建設した。運営委員会が生産と分配を管理し、入村者は農業、手工業、製造業、文学・科学・教育、家政、一般経済の6部門に分割され、通帳に記帳する形で労働時間に応じて生産物を交換していた。
- 6) このことから、資本主義の世界経済体制下では、交換する価値の格差が必然的に広がるのが基本前提である、ということが理解されてなかったことが分かる。現段階に至るまでの世界経済体制下では、生産における資本家による賃労働者の剰余価値の搾取のみならず、生産物の流通と消費も含めた経済の営みの全過程で、資本家と労働可能人口（労働者だけではなく）間での不等労働量交換による剰余価値の搾取が、ほかならぬ富の源泉となっていることを忘れてはならない。
- 7) この組織は、日本独自の前近代的な住民組織である。日本の行政区は都道府県の下に市郡町村と分けられるが、これは1888年の市制町村制定時に施行されたものである。しかし、それ以前にも江戸幕府の藩政下で町村が存在し、住民の生活の基盤となっていた。その幾つかが統合されて1888年以降の町村に収まった。明治政府は末端行政単位として、この江戸時代以来の町村単位での住民組織を容認することになった。また、第二次世界大戦中はこの町内会の組織化が1940年の部落会町内会等整備要綱で法制化されたが、敗戦後GHQ占領下で解散を命じられた。その後、ワシントン講和条約によって、同禁令が無効になると、法制化はされなかったものの、再び各地で復活した。
- 8) 府中町に68ある町内会からそれぞれ一名以上の衛生委員が選出されて協議会を構成する。戦後すぐに組織され、当初は道路や用水路の清掃、下水道の普及運動といった公衆衛生に携わり、現在のような環境問題にも取り組むに至った。筆者は2004年9月に、大邱慶北環境研究所と共同で、地域通貨efの運用実態について共同調査を行った。
- 9) 藻塩はホンダワラという海藻を利用して精製された塩のことで、古代の製法を再現している。普通の塩に比べ栄養が高い。蒲刈町の特産品であるが、生産に時間がかかるので販売量は限られている。筆者は、この蒲刈町で地域通貨がどのように機能しどのような課題を抱えているのかを、2003年8月と2004年9月の二回にわたって調査した。
- 10) まだ模索段階にあるが、現段階世界経済構造を支える現行の通貨制度に代わりうる地域通貨の試みがないわけではない。特に、よく知られているものとしては、加藤敏春氏のエコマネー (<http://wwwll.u-page.so-net.ne.jp/cb3/tkatoh/>)、西部忠氏のQプロジェクト (<http://www.q-project.org/>)、(<http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe>)が挙げられる。加藤敏春氏のエコマネー特徴は、①価格は当事者間で価値でもって自由に決定すること、②電子マネーと電子クーポンを活用すること、③決済機能だけで金融仲介機能は有しないこと、④地域内で生産・消費・廃棄されるモノやサービスを地域内だけで流通すること、⑤法定通貨と組み合わせる使用が挙げられる。他の地域通貨と異なる大きな特徴は、市場価格で価値を決定しないという点にある。
- 11) 環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第1回2001 結果報告』～『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第4回2004結果報告』、2001年3月～2005年3月。

- 12) 詳しくは、拙稿（2004.3）「在日韓国・朝鮮人青少年を取り巻く社会環境と民族教育の新しい課題：世界経済体制の現段階認識に基づいた「超国籍人」教育の模索」、広島大学大学院社会科学研究所『社会文化論集』第8号、pp.75-121を参照されたい。